

平成23年12月

# 篠栗町議会第4回定例会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

# 会期日程

(会期：12月8日(木)～16日(金) 9日間)

会期	月	日	曜		開議時刻	摘 要
第1日	12	8	木	本 会 議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議録署名議員の指名</li> <li>・会期の決定</li> <li>・議案の上程(提案理由説明)</li> <li>・請願及び陳情の報告</li> <li>・議案等の委員会付託</li> </ul>
第2日	12	9	金	考 案 日		
第3日	12	10	土	休 会		閉 庁
第4日	12	11	日	休 会		閉 庁
第5日	12	12	月	本 会 議	午前10時	・一般質問
第6日	12	13	火	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第7日	12	14	水	予算審査特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第8日	12	15	木	予 備 日		
第9日	12	16	金	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各付託案件委員長報告</li> <li>・採決</li> <li>・閉会中の継続審査</li> </ul>
						閉 会

# 平成23年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

平成23年12月8日(木) 午前10時開議

第1, 会議録署名議員の指名 2番 , 3番

第2, 会期の決定

第3, 議案の上程(提案理由説明)

第4, 請願及び陳情の報告

第5, 議案等の委員会付託

# 議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
51	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
52	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
53	篠栗町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
54	篠栗町スポーツ振興審議会条例の全部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
55	篠栗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
56	篠栗町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
57	平成23年度篠栗町一般会計補正予算(第7号)について	予算審査 特別委員会
58	平成23年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について	予算審査 特別委員会
59	工事請負変更契約の締結について 〔オアシス篠栗バイオマスボイラー設置工事〕	文教厚生 常任委員会

# 請願文書表

請願 番号	受 理 年月日	件名・要旨・請願者・紹介議員	付託委員 会
1	平成 23年 11月 28日	<p>子宮頸がんなど3種ワクチン助成の継続と国の制度確立を求める意見書の提出に関する請願</p> <p>請願の要旨： 請願書添付につき省略</p> <p>請願者の住所及び氏名： (住所) 篠栗町大字津波黒67-1 (氏名) 高橋 敏彦</p> <p>紹介議員： 阿部 寛治      村瀬 敬太郎</p>	<p>文教厚生 常任委員 会</p>
2	平成 23年 11月 28日	<p>篠栗町携帯電話中継基地局の設置に関する条例に対する請願書</p> <p>請願の要旨： 請願書添付につき省略</p> <p>請願者の住所及び氏名： (住所) 篠栗町大字若杉220-2 (氏名) 若杉霊峰会会長 合屋敏和</p> <p>(住所) 篠栗町大字若杉920 (氏名) 若杉区本村自治会長 合屋 憲</p> <p>紹介議員： 阿部 寛治      阿高 紀幸</p>	<p>総務建設 常任委員 会</p>



# 平成23年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

平成23年12月12日(月) 午前10時開議

## 第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質 問 者	
1.	1 番	村瀬 敬太郎	議 員
2.	12番	荒牧 泰範	議 員
3.	6 番	草場 謙次	議 員
4.	2 番	飯田 浩二	議 員
5.	8 番	松田 國守	議 員
6.	4 番	横山 久義	議 員
7.	11番	後藤 百合子	議 員

# 平成23年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

平成23年12月16日(金)午前10時開議

- 第1, 議案第51号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2, 議案第52号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3, 議案第53号 篠栗町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4, 議案第54号 篠栗町スポーツ振興審議会条例の全部を改正する条例の制定について
- 第5, 議案第55号 篠栗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6, 議案第56号 篠栗町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7, 議案第57号 平成23年度篠栗町一般会計補正予算(第7号)について
- 第8, 議案第58号 平成23年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 第9, 議案第59号 工事請負変更契約の締結について  
〔オアシス篠栗バイオマスボイラー設置工事〕
- 第10, 請願1号 子宮頸がんなど3種ワクチン助成の継続と国の制度確立を求める意見書の提出に関する請願
- 第11, 請願2号 篠栗町携帯電話中継基地局の設置に関する条例に対する請願書
- 第12, 陳情1号 「子ども・子育て新システム」に関する意見書提出を求める陳情書
- 第13, 陳情2号 安全・安心な国民生活実現のため、地方建設業界の存続・発展と国土交通省の事務所・出張所等の出先機関の存続を求める意見書提出に関する陳情



第14, 意見書案 健全な国民健康保険制度の構築を求める意見書  
第 1 号

第15, 常任委員会所管事務の閉会中の継続審査の件

平成23年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月8日(開会)

平成23年 第4回 定例会 会議録

日時 平成23年12月8日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三浦 正	副 町 長	藤 和 義
教 育 長	郡 嶋 正 弘	総 務 課 長	城 戸 清 壽
財 政 課 長	中 山 博 之	会 計 課 長	村 瀬 治 邦
まちづくり課長	城 戸 安 行	税 務 課 長	芳 野 忠
住 民 課 長	藤 佳 光	国保健康課長	石 内 清 之
福祉環境課長	小 南 満 代	こども育成課長	松 尾 耕 志
栗の子保育園長	鮎 川 高 敏	産業観光課長	三 明 祐 治
建 設 課 長	藤 博 文	上下水道課長	安 河 内 正 邦
学校教育課長	松 田 秀 幹	社会教育課長	岡 節 子

出席した議会事務局職員

局 長	清 原 眞 也	主 事	高 濱 守 央
-----	---------	-----	---------

開会 午前10時00分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

それでは、ただいまから平成23年第4回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において2番、飯田浩二議員、3番、今長谷武和議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの9日間にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月16日までの9日間に決定いたしました。

日程第3、議案の上程をいたします。

本定例会に提出されております議案は、お手元に配付のとおり、議案第51号から議案第59号までの9議案と、ほかに請願2件、陳情2件でございます。

それでは、町長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） 皆さん、おはようございます。本日、平成23年第4回の定例会を招集いたしましたところ、公私とも御多忙の中、御出席賜り、まことにありがとうございます。

平成23年を締めくくる議会の開会に当たり、ことし1年振り返りますときに、日本人全体に記憶として未来永劫とどめておかなければならない出来事は、東日本にとつもない被害をもたらしました3月11日の巨大地震と大津波、そして原発の「絶対安全神話」が消し飛んでしまいました福島第一原子力発電所の事故であります。

そして、追い打ちをかけるように、大震災後、「新潟・福島豪雨」「紀伊半島を中心とした台風12号による記録的な豪雨」など、大規模災害が相次いで日本列島

を襲い、土砂崩れや河川のはんらん等、甚大な被害をもたらしました。一昨年、昨年と集中豪雨による土砂災害に見舞われた篠栗町民は皆、メディアでの映像で各地の被害状況を目の当たりにしたときに、災害復旧への労苦を思い、人ごとではない心境であったろうと思います。

大震災から8カ月が経過し、復興の足取りも一步一步進もうとしております。こうした中、被災地のみならず全国で呼応するように発信された「きずな」という言葉、そしてその心は、私たちに「困ったときはお互いさま」の気持ちで助け合う、日本人が古来持ち続けてきた行動のよりどころを再確認する機会となりました。

また、被災地の市町村職員の寝食を忘れた献身的な働きぶりを知った全国各地の自治体が、「お互いさま」の心で応援派遣し、災害復旧のためのさまざまな業務の手伝いを継続して行ってきました。

福岡県と政令市を除く県内市町村は、宮城県東松島市への応援派遣を熊本県とともに実施し、本町もそれに参加して、これまで8名の職員派遣を行いました。派遣職員の帰庁後の報告を聞きますと、被災地では、自治体職員はじめ地域住民一体となった「助け合い」の心で、一步一步前を向いて進んでいるとのことでありました。

糟屋郡町村会では10月27日に東松島市を激励訪問し、被災地の実態を視察してまいりました。東松島市の阿部市長は、糟屋郡をはじめ福岡県や熊本県ほか全国の自治体からの応援に大変感謝しているとの言葉をいただきました。その一方で、国の災害復興に向けた大枠の方針や具体的支援がまだまだ不十分であり、早急に将来の展望が開けるような法律の改正や経済支援を望んでいると訴えてありました。

こうした被災地自治体の切実な思いを受けて、全国町村会では、去る11月30日に開催されました全国町村長大会において、「東日本大震災からの復興と全国的な防災対策に関する特別決議」を全員一致で採択いたしました。

その内容は、1 東日本大震災からの復興。

(1) 地域の主体性を生かし、迅速に復興対策に取り組むこと。

(2) 被災地に対し、きめ細やかな支援を行うとともに、農林水産業をはじめ地域産業を再構築し、雇用対策を講じること。

(3) 被災地町村の復興計画に基づく事業が、早期かつ円滑に推進できるよう、地方の自由度の向上を図り、国の財政措置を大幅に拡充すること。

2 原子力災害対策

(1) 原発事故を早期に収束させること。

(2) 放射性物質の除染、損害賠償、被災者への健康管理・生活支援等は、国の

責任のもと早期に行うこと。

(3) 原発の安全規制及び原子力防災対策を早期に見直すこと。

3 全国的な防災対策の強化として、

(1) 災害対策法制及び防災基本計画の抜本的な見直しを図ること。

(2) 今回の大規模災害を教訓として、地震・津波対策、土砂災害防止対策等を強化し、住民が安心できる災害に強い国土づくりを強力に推進すること。

(3) 災害時に孤立する恐れのある集落への支援を強化し、地域の安全確保に全力で取り組むこととございます。

今後、我々全国の町村長は、6団体一体となって、これらの項目の実現に向けて、国はじめ関係機関に積極的に働きかけていくことを確認いたしました。

さて、12月3日の西日本新聞朝刊に、県内市町村の情報公開ランキングが発表されました。福岡県を含む県内61自治体の4月1日時点での情報公開ランキングでは、残念ながら59位と下位に位置しております。

これまでの情報公開ランキングでは県内19位でありましたが、今回は従来の行政事務における項目に加え、議会の情報公開状況が項目として加えられ、議事録のホームページ掲載や本会議の中継や録画の状況がランキングに大きく影響いたしました。今後の改革には多少なりとも予算を伴いますが、行政といたしましてもまだまだ不十分な項目もあり、さらなる行政の透明性向上に向けて努力してまいります。

議会におかれましても、先進自治体の議会の状況を御検討いただき、町民にこれまで以上に身近に感じる議会、開かれた議会となりますよう、具体的な検討をいただきますようお願いいたします。

次に、一般廃棄物収集運搬委託業務について、現在、実質的にN社1社に委託しておりますが、自治体の透明性ある健全な運営を図るため、複数業者に委託することについて検討を進めていることを御報告いたします。

一般廃棄物収集運搬は、町民の皆様が日々文化的な生活を行っていく上で欠かせない、自治体に課せられた業務であります。業者を複数化いたしましても、住民の皆様決して不便をかけることのないよう臨みたいと考えております。

私の2期目の任期もあと1年となりました。最後の1年に取り組むべき最大の課題は、一昨年、昨年の土砂災害の経験を踏まえ、災害に強いまちをつくり上げるということとあります。

先ほど報告いたしました全国町村長大会の特別決議にもありますとおり、「土砂災害防止対策の強化」「災害時に孤立する恐れのある集落への支援強化」は、本町

においても喫緊の課題であります。次年度にしっかりと取り組み始められるよう準備をしまいたいと考えております。

以上、最近の諸情勢を報告いたしました。議会におかれましても今後とも御協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議案の説明をいたします。

本定例会に提案しております議案は、第51号から第59号までの9議案であります。

第51号から56号までの6議案は、条例の改正等に関する議案、第57条及び第58号は予算に関する議案、第59号は工事請負変更契約に関する議案であります。

議案第51号は、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、障害者自立支援法の一部が改正されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部改正を行うものであります。

改正の主な内容は、傷病補償年金または障害補償年金を受ける権利を有する者が、介護補償を受ける際の適用除外施設を身体障害者福祉法に規定する「身体障害者療養施設」から障害者福祉法に規定する「障害者支援施設」に改めるものであります。

議案第52号は、「特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、スポーツ振興法が全部改正され、スポーツ基本法が制定されたことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、特別職の職員のうち「体育指導員」を「スポーツ推進委員」に改めるものであります。

議案第53号は、「篠栗町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、平成24年度から、篠栗幼稚園において3歳児からの3年保育を開始することに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、授業料に3歳児の月額6,000円を追加し、3歳児、4歳児及び5歳児の判断基準を追加明記するものであります。

議案第54号は、「篠栗町スポーツ振興審議会条例の全部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、スポーツ振興法が全部改正され、スポーツ基本法が制定されたことに

に伴い、本条例の全部を改正するものであります。

改正の主な内容は、審議会の任務に地方スポーツ推進計画に関することを規定し、「スポーツ団体の代表者」及び「公募に応じた町民」を委員に任用できる規定等を定めるものであります。

議案第55号は、「篠栗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、障害者自立支援法及び児童福祉法の一部が改正されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部改正を行うものであります。

改正の主な内容は、障害者自立支援法第5条及び児童福祉法第7条の規定を引用している条文の文言変更等でありまして、事業内容に関する変更はありません。

議案第56号は、「篠栗町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、給水量対策として、大口需要家の抑制緩和を行い、給水収益の増収を図るため、給水負担金のうち工場・店舗・その他事業所等の口径25ミリ以上の給水負担金を近隣市町並みに引き下げる条例の一部改正であります。

議案第57号は、「平成23年度篠栗町一般会計補正予算（第7号）」についてであります。

主な内容は、歳入につきまして、県支出金において、地域子育て活動支援費補助金89万3,000円及び子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金816万4,000円を追加計上しております。

財産収入において、町有地売却により土地売却収入2,469万1,000円を追加計上しております。

諸収入において、福岡県市町村振興協会交付金1億円及び福岡県町村会町村振興助成金1,000万円を追加計上しております。

その他に、歳出との調整を図るため普通交付税を1億70万1,000円減額計上しております。

歳出におきましては、総務費において、災害派遣費特別旅費79万3,000円、民生費において、扶養控除の変更に伴う保育システム変更委託料89万3,000円、衛生費において、子宮頸がん等予防接種委託料1,700万9,000円、商工費において、観光案内パンフレット印刷製本費86万1,000円をそれぞれ追加計上しております。

土木費において、一の滝線の道路改良工事に伴い調査委託料20万円、道路用地



購入費 1,025 万円及び建物等移転補償費 3,242 万円を追加計上しております。

教育費において、図書館の図書司書臨時賃金 69 万 3,000 円を追加計上しております。

公債費において、起債の元金及び利子の償還金を確定値により精算し、2,123 万 9,000 円を減額計上しております。

諸支出金において、国民健康保険特別会計への繰出金 82 万円を追加するものがあります。

以上の項目に人事異動等に伴う人件費 34 万 7,000 円を追加計上し、総額 4,304 万 7,000 円の追加補正となります。

議案第 58 号は、「平成 23 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について」であります。

主な内容は、現在、世帯ごとに発行している国民健康保険被保険者証を個人単位の発行に変更するための経費及び本年 4 月以降、大幅な増加を続けております保険給付費の補正により、歳入歳出それぞれ 8,816 万 7,000 円を追加するものがあります。

議案第 59 号は、「工事請負変更契約の締結について」であります。

本議案は、「オアシス篠栗バイオマスボイラー設置工事」について、1,585 万 5,000 円を増額し、総額 9,964 万 5,000 円で、株式会社三基福岡支店支店長 戸川純一と変更契約を提携するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由であります。

慎重審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（今泉正敏君） 日程第 4、請願及び陳情の報告をいたします。

請願 2 件と陳情 2 件を受理しておりますので、事務局長より報告をさせます。

清原事務局長。

○事務局長（清原眞也君） 今議会に、請願 2 件と陳情 2 件の提出がありましたので、御報告いたします。

なお、請願及び陳情の趣旨等につきましては、お手元に配付の資料のとおりでございますので、省略させていただきます。

では、請願から御報告いたします。

請願 1 号。

受 理 年 月 日 ： 平成 23 年 11 月 28 日

件 名 : 子宮頸がんなど3種ワクチン助成の継続と国の制度確立  
を求める意見書の提出に関する請願

請願者の住所氏名 : 篠栗町大字津波黒67-1  
高橋敏彦氏

紹介議員は、阿部寛治議員、村瀬敬太郎でございます。

次に、請願2号。

受 理 年 月 日 : 平成23年11月28日

件 名 : 篠栗町携帯電話中継基地局の設置に関する条例に対する  
請願書

請願者の住所氏名 : 糟屋郡篠栗町大字若杉220-2  
若杉霊峰会会長 合屋敏和氏  
それから、糟屋郡篠栗町大字若杉920  
若杉区本村自治会長 合屋 憲氏

以上、2名の方でございます。

紹介議員は、阿部寛治議員と阿高・幸議員でございます。

次に、陳情を御報告いたします。

陳情1号

受 理 年 月 日 : 平成23年11月17日

件 名 : 子ども子育て新システムに関する意見書提出を求める陳  
情書

陳情者の住所氏名 : 福岡市中央区大名1-10-25-506  
福岡県保育団体連絡会代表 成富正敏氏

次に、陳情2号でございます。

受 理 年 月 日 : 平成23年11月25日

件 名 : 安全・安心な国民生活実現のため地方建設業界の存続発  
展と国土交通省の事務所、出張所等の出先機関の存続を  
求める意見書提出に関する陳情

陳情者の住所氏名 : 福岡市東区名島3-24-10  
国土交通労働組合九州建設支部福岡国道分会分会長  
松本 強氏でございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（今泉正敏君） 日程第5、議案等の委員会付託についてを議題といたします。

議案第 5 1 号から議案第 5 9 号までの 9 議案と請願及び陳情を一括議題といたします。

お諮りいたします。

委員会への付託は、お手元に配付の議案付託表及び請願・陳情、それぞれ文書表のとおり、議案第 5 1 号から議案第 5 6 号までと議案第 5 9 号の 7 議案及び請願 2 件、陳情 2 件については、総務建設・文教厚生それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

また、議案第 5 7 号と議案第 5 8 号の補正予算 2 議案につきましては、議長を除く 1 1 人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認め、よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、予算審査特別委員会の正副委員長については、議長が指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認め、議長が指名いたします。

委員長に、1 0 番、阿高・幸議員、副委員長に 1 1 番、後藤百合子議員を指名いたします。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認め、よって、そのように決定しました。

最後に、規則 1 件につきましては、所管の常任委員会にて報告を受けていただきたいと思います。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午前 1 0 時 1 9 分

平成23年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月12日(一般質問)

平成23年 第4回 定例会 会議録

日時 平成23年12月12日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦 正	副町長	藤 和義
教育長	郡嶋 正弘	総務課長	城戸 清壽
財政課長	中山 博之	会計課長	村瀬 治邦
まちづくり課長	城戸 安行	税務課長	芳野 忠
住民課長	藤 佳光	国保健康課長	石内 清之
福祉環境課長	小南 満代	こども育成課長	松尾 耕志
栗の子保育園長	鮎川 高敏	産業観光課長	三明 祐治
建設課長	藤 博文	上下水道課長	安河内 正邦
学校教育課長	松田 秀幹	社会教育課長	岡 節子
代表監査委員	福原 和男		

出席した議会事務局職員

局長	清原 眞也	主事	高濱 守央
----	-------	----	-------

開会 午前10時00分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日の日程に入ります前に、傍聴者の皆様へお願いをいたします。

議場の秩序を見出し、議事の妨害あるいは他人の迷惑となるような行為は慎んでいただきますようお願いいたします。

なお、皆様へ配付しております一般質問通告書一覧1ページにございます注意事項も厳守していただきますようお願いをいたします。

それでは、日程に従い議事を進めます。

本日は、代表監査委員の答弁を求められているため、福原和男代表監査委員の出席を求めています。後ほど着座していただきます。

日程第1、一般質問を行います。

質問は7名でございます。

質問時間は、申し合わせにより答弁を除き1人30分以内といたします。

この際、議員の皆様、議事進行に際してのお願いを申し上げます。

本会議での議論が活発になることが大事であると考えますので、多少の発言のずれは認めたいと思います。

後日、テープ起こしをして精査するために、最終日まで時間をいただき、議長判断を報告させていただきます。御協力をお願いいたします。

それでは、順次、質問を許可いたします。

質問順位1番、村瀬敬太郎議員。

○1番（村瀬敬太郎君） 皆様、おはようございます。

議席番号1番、村瀬敬太郎でございます。

本日は、被災者支援システムの導入、応急的な被災者支援体制への取り組み、そして自主防災組織の現状について、町長に質問をさせていただきます。

まず、被災者支援システムの導入、また応急的な被災者支援体制への取り組みについてですが、ことし3月の東日本大震災や7月の新潟・福島豪雨災害、9月の台風12号における紀伊半島豪雨災害など、全国的に自然災害が頻発する中、住民の安心・安全に関する関心が高まっております。

地域住民の安全を考えると、これまでの想定を超えた災害が発生することもあると考えておかなければならない状況であり、行政には、より迅速で、より柔軟な対応が望まれております。被災直後、自治体は被災状況を速やかに把握し、被災者を支援する体制を整える必要があります。その一助となるのが、「被災者支援システム」

でございます。

このシステムは、1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の直後から、兵庫県西宮市の職員の手によって開発され、救災・復旧・復興の業務に大きな力を発揮しました。現在のシステムは、総務省の外郭団体である財団法人地方自治情報センターから無償提供されており、操作性のよさ、汎用性があること、またサポート体制も充実していることから、7月25日現在で339の自治体で導入が進んでおります。被災時には、非常に有用なシステムであると思われませんが、このシステムについて導入の検討をなされているか、伺いをします。

また、システム導入のいかににかかわらず、応急的な被災者支援には、情報政策、消防・防災、危機管理、住民、福祉、税務等の各関係課の間で横断的な連携が必要であると考えられますが、どのような取り組みをなされているか、伺います。

次に、我が町の自主防災組織の現状についてお尋ねします。

先月11月1日に、静岡県掛川市で自主防災組織に関する研修を受けてまいりましたが、自主防災組織が防災に関する主導的な役割を果たすなど、その意識の高さに感心させられるばかりでした。

また、先日、糟屋南部消防組合議会での研修で訪れました大分市では、自主防災会の結成率が98.37%と、全国一とのことでした。このところ全国的にその活動が注目され、近隣の自治体でも、自主防災組織結成に向けた取り組みが活発化しているようでございます。我が町での現状と行政としての構想、またはお考えを伺います。

以上3点につきまして、お答えをいただきたいと存じます。

○議長（今泉正敏君） それでは、ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） おはようございます。それでは、村瀬議員の御質問にお答えいたします。

まず、被災者支援システム導入についての御質問について、お答えいたします。

御質問のとおり本システムは、地方自治情報センターにおいて自治体向けに無償提供されているもので、災害発生直後に自治体が行わなければならない被災者の氏名、住所等の基本情報の把握管理、避難所の管理、罹災証明書の交付などの業務を円滑に実施できる利点がございます。東日本大震災のように被害が広範囲にわたった場合、大量の罹災証明書の交付事務の省力化に本システムが大いに役に立ったことが明らかになりました。

現在の糟屋地区内における本システム導入状況は、試験導入を含めて、古賀市、粕屋町、須恵町の3市町で行われております。篠栗町におきましても、本システムは、非常時には大変有効なものと認識しているところでございます。導入に当たっては個人情報管理を伴いますので、セキュリティの問題や各データシステムとの互換性など、運用方法に関し幾つかの課題があるようでございますので、情報担当部署と調整を図り、導入に向けた検討を進めてまいります。

次に、2番目の応急的な被災者支援のための関係各課による横断的な連携に関する取り組みの件について、御質問にお答えいたします。

今回の東日本大震災がそうであったように、被災地の自治体では、現在の地域防災計画では想定していない事態への対応が求められました。そういう意味で、今までに実施したすべての取り組みを検証し、その結果を踏まえて地域防災計画に位置づけ、次の大災害への備えとすることは、まさに急務であると考えております。

本町におきましても、平成21年7月「中国・九州北部豪雨災害」による教訓やその後の防災訓練により、避難所運営や帰宅困難者対策、災害ごみの処理等、地域防災計画へ新たに盛り込むべき内容が明らかになりました。そのため、災害対策本部長会議を開催し、町災害対策本部組織の見直しを行っているところでございます。

現在、個別計画を策定しております災害時要援護者避難支援制度と来年度に予定しております地域防災計画の見直し等を視野に入れて、より効果的で迅速な被災者支援体制づくりを進めてまいりたいと思っております。

質問の2項目目、篠栗町の自主防災会の現状についてでございます。

一たび大規模な災害が発生いたしましたときには、被害の拡大を防ぐため、公的な防災機関の活動だけでは限界があるかと思っております。そのため、被害を少しでも軽減するためには、自主防災組織など地域住民の方々が被災者の救出救護やひとり暮らしの高齢者や障害のある方など、いわゆる災害時要援護者の避難誘導などを行うことが大切でございます。そうした意味から、篠栗町における自主防災組織の充実、育成は、地域防災力を向上させる上で非常に重要であると認識いたしております。

現在の状況といたしましては、住民における防災意識は非常に高いものがあり、マンションの隣組などは、自主的に避難訓練等が実施されておりますが、地形差もあり、自主防災組織の結成は非常に低い状況でございます。

今年度に入り、自主防災組織の結成については、行政区長会議におきまして組織化の重要性を説明し、結成促進をお願いしているところでございます。組織の規模



は、地理的条件や連帯感、生活環境などから最も効果的に活動が行える行政区を単位としていただくよう、町から組織の基本編成図や規約の標準モデルをお示したところでございます。

また、災害避難時に必要なヘルメット、ライト、担架などの資機材を福岡県の避難活動コミュニティ育成強化事業助成金を活用しまして、来年2月に全区に対し配付するよう準備を進めているところでございます。

今後は、各防災組織の地域特性や条件に沿って、個別のわかりやすい避難計画やハザードマップ等の作成を目指してまいりたいと思っております。

また、中心となって活動をリードしていただけるリーダーの育成をはじめ、各種の研修や訓練などの機会を提供し、自主的かつ積極的な活動につながるよう支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 1番、村瀬敬太郎議員。

○1番（村瀬敬太郎君） これは要望でございますけども、被災者支援システム、これについては、住民・行政ともに非常に有用なシステムでございますので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思っております。

また、自主防災組織の結成に向けましては、ぜひバックアップを強力で進めていただきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） それでは、次に参ります。

質問順位2番、荒牧泰範議員。

○12番（荒牧泰範君） おはようございます。議席番号12番、荒牧でございます。2問ほど町長にお尋ねいたします。

まず、第1問目、経済力を上げなくてはならないと思うが、施策を問うということで、前回の一般質問で、この町に本屋の1軒もなく、住民の方が不便な思いをしておられると訴えましたが、そのことだけに限らず、ここ数年、町全体の活気というものがだんだんしぼんでいるように思います。

アジアとの交流拠点である100万都市福岡市までわずか12キロに位置し、我が町は人口3万人を数える町で、アクセス20分圏内に国際空港、新幹線駅、高速道路インターチェンジを有する絶好のロケーションにもかかわらず、活力に乏しいと感じるのは私だけではないと思います。

昼間の町を見渡すと、活発な人や車の動線は、素通りしていく国道201号線の

車と一部のスーパーへ限られた時間帯に集まる人たちだけです。

セラピー事業にしても、最初は集客を見込んで観光協会等も巻き込んでスタートしたものが、いつの間にか目的を問えば、町民の健康増進のためとトーンダウンしております。このままでは自信を持って子どもたちに譲れる町とはいかないと思われれます。そこで、経済力を上げる施策を何かお持ちか、また既に実行している事業などあればお尋ねいたします。

次に、近年の経常収支比率悪化の原因を検証し対策を講じるべきであるということで、平成18年度から22年度までの5カ年間の経常収支比率は軒並み90%を超えており、その前の5カ年に比べ、平均で12.2%も上昇というよりも悪化しております。御承知のように、この数値が80%を著しく超える場合、その原因を究明し、経常的経費の抑制に努めなければならないとされており、まさに現在、その状況に我が町は陥っていると思われれます。

もちろん近年の国の施策により回避できないもの、例えば子ども手当や各種予防事業に児童福祉費など、自治体の意向にかかわらず、この数値を押し上げている原因があることも事実ですが、問題なのは、糟屋管内で以前は平均的数値だったものが、この5年で最低レベルに落ち込んでいることです。この10年の起債償還時における一般財源の投入額ともリンクしておらず、それが原因とは考えにくく、人件費は減少傾向にあるのに、この数値はますます悪化しております。そこで原因はどこにあるのか、またその対策をどのように考えておられるのか、以上2点、町長にお尋ねします。

終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） 荒牧議員の2点の御質問にお答えいたします。

まず、1番目の経済力を上げなくてはならないと思うが、施策を問うという御質問でございます。

議員が言われます「経済力を上げる」ということは、非常に広い分野にかかわりますので、まず福岡県が毎年公表しております市町村民経済計算の結果表をもとに、篠栗町の状況を少しお知らせしたいと思います。

当該結果表につきましては、対象年度の翌々年度の3月ごろに公表されますので、最新年度は平成20年度ということで、若干古い資料でございますけれども、篠栗町の町内総生産の額は、平成11年度が約639億円、平成20年度は約662億

円でございます。年度ごとに増減はありますが、10年間で約23億円増加しております。

産業分類ごとに見てみますと、この10年間で減少したのは、農林水産業で約60%、鉱工業で約32%、建設業で67%の減少となっております。また、増加したのは、卸売・小売業が約6.4%、サービス業が約46%、その他の産業が約12%の増加となっております。第1次・第2次産業が減少し、第3次産業が増加している状況が如実にあらわれておりまして、今後もこの流れが進むものと考えております。

このような状況を踏まえて、農業に関しましては、担い手が不足する地域の組織経営体の育成や安心・安全、新鮮な地元農産物の直売所や食育基本法を踏まえた学校給食への出荷など、地産地消を推進していくことが必要であると考えております。

また、林業に関しましては、担い手不足の解消や林産事業を積極的に実施するための本町森林組合の福岡県1県1森林組合への合併を推進しているところでございます。

続いて、建設業に関しましては、今後も大規模な公共事業等を見込めないことから、町内の小規模業者を対象に、篠栗町小規模工事等参加事業者登録受付を実施し、町内業者の受注機会の拡大を図っているところでございます。

御質問の中に「活発な人や車の動線は素通りしていく国道の車と一部のスーパーへ限られた時間帯に集まる人たち」とありましたが、私も、国道201号線につきましては、沿道に何かできることがないかと思案しているところでございます。ただ、ほとんどの部分が市街化調整区域でございまして、都市計画法の規制などの問題もあることから、現在、まちづくり課で検討を進めるよう指示をしているところでございます。また、地元の商工業者の活性化を図るためには、商工会、観光協会等と連携し、篠栗町のブランド化の取り組みが大事ではなかろうかと考えております。

森林セラピーについて、「いつの間にか町民の健康増進のため」とトーンダウンしているというお話がございましたが、若干、御認識が不足しているような点がありますので申し上げますと、森林セラピー基地篠栗のグランドオープン一周年を機に、NHKの全国放送をはじめ地域の民放各局でもテレビやラジオで放送される機会がふえました。町外からの問い合わせも増加しております。こうした意味からも、町外に広く「ささぐりまち」という存在を知っていただくための努力は着実に実を結んでいると思っております。こうした動きはブームに終わらせない地道な努力の

積み重ねこそ大事であると思っております、私どもの行政の思いは、観光協会の志ある若手の人たちの心をしっかりととらえておると感じております。

このことは、きんつばやようかん、リキュールなどの土産物、遍路Tシャツやその他の新しいグッズ等の販売という形にもあらわれております。私たちは民間の経済活動の発展のきっかけづくりをしております、今後は企業への発信、医療機関との協働等、積極的に事業を広げていくこととしております。このチャンスを上手に生かしていかなければならないと思っております。

自信を持って子どもたちにこの篠栗町を引き継いでいくためには、現在、親の世代である我々が責任を持って持続可能なまちづくりをみんなで知恵を絞って行わなければならないと考えております。皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

2番目の近年の経常収支比率悪化の原因を検証し、対策を講じるべきではという質問でございましたが、まず、経常収支比率とは、財政構造の弾力性を判断する指標でございまして、この比率が高いほど投資的経費等の臨時的経費に使用できる一般財源が少なく、財政構造が弾力性を失っていることを示していると言われております。

具体的には、町税や地方交付税のように用途が特定されず、毎年、経常的に収入される経常一般財源のうち、人件費、扶助費、公債費、繰出金のように、毎年、経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合でございまして。

御指摘のように、近年著しく上昇しており、その主な要因は扶助費の増加、特に医療費、介護、子ども手当の増加、そして公債費の増加、それから他会計繰出金が増加しており、それに対して収入、特に税収や地方交付税が伸びていないことが大きな原因であります。

しかしながら、経常的に支出されるその中身を見ますと、篠栗町独自の高齢者生きがい対策にける経常経費は相当額あります。町独自の「在宅老人福祉費」いわゆる配食サービス、あるいは「介護予防事業」、「高齢者予防接種事業（高齢者インフルエンザと肺炎球菌ワクチンの接種）」等でございます。

これらはまさに積極的な事業でありまして、このことにより県内で有数の「健康長寿の町」、「医療保険の伸びが一番小さな町」という評価をいただいているものであります。こうした経常的な努力を積み重ねていく先に、国民健康保険の法定外繰出金の低減化が図られたり、その他の経常経費の削減が図られたりして、経常収支比率の向上に行き着くものと考えております。

一般論として、経常収支比率の数値だけをとらえて、悪化しているから町の状況

が悪いという短絡的な判断には私はいささか疑問を持っておりまして、経常経費の持ち出しとして支出しながら、その中で町の特色を生かした積極的な町民福祉の向上のために努力していることを御理解いただきたいと思っております。

国が地方に対して三位一体改革前に行ってきた財政支援ができなくなる中で、町がこれまで行ってきた扶助費を切り捨てて経常経費を削減し、経常収支比率の値を下げることで評価される時代は終わっていると私は思っております。篠栗町のように、いわゆる典型的な三割自治体ではなおさらのことです。

とは言いましても、糟屋郡内他町と比較しましても高くなっておりますので、今後も一層、事業の取捨選択、見直しを行い、経費の削減に努め、あわせてさらなる歳入をふやす努力をしてまいります。

そして、何よりも大事な点は、荒牧議員が質問の冒頭に述べられました、町を活性化し、経済力を上げ、税収を増加させるための具体的な絵を描くことであり、それを実践していくことであろうと考えております。これからもしっかりと検討し、考えてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（今泉正敏君） 12番、荒牧泰範議員。

○12番（荒牧泰範君） まず、質問の冒頭でお尋ねしました本屋に関してですが、一般質問の締め切り後にまちづくり課から見せていただいたアンケートによりますと、中学生のアンケートで、映画館や本屋が欲しいというのが多大にあったというふうに聞いております。こうなると、町長が前回答弁された「その声があれば」という答弁でしたので、今はそのアンケート調査を踏まえてどう考えていらっしゃるかというのが1点目と、あとバイパス跡を何とかしなくちゃいけないとおっしゃって、都市計画法がというお話も出ましたが、あれは昭和44年ですかね、農振法ができたのは。そんな網かけがかかった状態で、時代に則していない部分が僕は多々あると思いますのでそのあたりを県と協議して、さっきおっしゃった伸びてる3次産業、例えばスマートフォンなどの通信産業の関連企業の網かけをどこかにずらせてもらうとかして、そこに持ってくるなんていう施策を今とらないと、もうおくれると思うんですね。そのあたりを今からおいおい考えていきますやなしに、あしたからでも何かそういうのを打ってみましょうというお気持ちがあるのかないのかをお尋ねしたい。

それと、経常収支比率は今、答弁の中で、医療関係を独自にやっているんで、上がったという部分はよくわかるんですが、ただここ数年を見てもみると、繰上償還をなされていないんですね、ほとんど。これはやっぱりどこかの事業を削ってでも、

先に借金の部分を繰上償還しておいて起債償還比率を下げるのが僕は先だろうと思うんで、そこもやっぱり考えていただきたいと思うんです。そのあたりをどう考えてあるのか。

それともう一つ、質問の中では出しておりませんでした、財政力指数、これは糟屋管内、どこも0.1近く、ここ4、5年の間に上げてきておるんですが、我が町だけほぼ横ばい状態。ということは、近隣町で0.78あるんですね。となると、ここが上がってないということは、経済的な施策をここ5年ほどとっていないというあらわれでもなかろうかなと思うんで、そのあたりの検証をどう考えていらっしゃるのか、大きく三つお尋ねいたします。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） 今、4点ほど再質問があったと思います。本屋、映画館等の子どもたちの御要望が多いということでございます。それにつきましては、一つの経済活動でございますので、これは町の事業としてやる話では毛頭ございませんので、その辺のところは私どもは発信して行って、これだけ要望があるよという中で、民間企業として、私どもが受け皿をつくっていく部分は必要かもわかりませんので、あわせて考えていきたいと思っております。

それから、バイパス等々につきまして、いわゆる都市計画がもっと速やかに都市計画を変更してもいいんじゃないかというお話でございます。

これについては、先日、都市計画審議会をまた開催した折に、私からも、今のよな点について今後検討していく必要がありますから、どうぞまた都市計画審議会に諮問いたしますということを早速申し上げているところでございます。これについては、いわゆる町の都市計画審議会等々を経て、手続的には2年ほどかかりますんで、それについてはしっかりやっつけていかなければいけない。

ただし、国道の両わきについては、用途は限られますが、今の状況から、当然、一部に飲食店ができたりしておりますが、そういうふうなことでの活用はできますので、こういう思いが、経済活動としての思いがあるものについては、積極的に私どもの町としても前向きな意見を発信して、それが実現できるようにしていきたいと思っております。

それから、繰上償還につきましては、これは年度の決算の状況あるいは予算を組むときに私どももしっかりお話しして行っているところでございますが、今、非常に厳しい状況であるということは議員も十分おわかりであろうかと思っております。そんな中で、しっかりやっぱり繰上償還もしていかなければいけないということで、こ

としには9月の段階で既に繰上償還しますよということで、9月の繰上償還が終わったところでございます。そういう面で、いわゆる経常的に支出していくものを極力抑えるという努力はやっておりますし、今後もやっていかなければいけないと思います。

財政力指数につきましても、これは私どもが長年の蓄積として持っております課題でもございますので、その辺のところにつきましても、やっぱり長期的な視野に立っていろいろやりくりしていくことの中から、そういう指数の向上が図れるものと思っておりますので、継続的に努力してまいります。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 12番、荒牧議員。

○12番（荒牧泰範君） 魅力ある町というのは、若者のニーズにこたえなくちゃいけないので、ぜひ、中学生がそういう意見を出しているんだったら、早急に進めて、当然民活で進めていただくという意味で質問していますので、そこをうまいこと引き出していきたいなと思うのと、あと財政力指数、これはもう一人ひとりの所得が大幅に上がるということは考えられないんで、あとは大きな企業の誘致しかないんで、それこそ粕屋町はインター特例で企業誘致しています。うちはインターがありませんが、たしか国道特例もあって、先ほど町長がおっしゃった部分のところが周知がまだ行き届いてないんで、もっと発信して行って、皆さんが来ていただけるような町になるように努力していただきますよう、これは要望して終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、次に参ります。

質問順位3番、草場謙次議員。

○6番（草場謙次君） 議席番号6番、草場です。

篠栗病院横の道路拡幅について質問をいたします。

この道路拡幅については、昨年6月の定例議会において、20年に田中区、庄区、新町区の区長さんより道路拡幅の要望書が出されているが、どのようになっていますかと質問をいたしました。そのときの答えとして、「道路幅が狭く危険であることは把握している。今後、都市計画道路の見直しの結果を見て交渉を行っていく」とのことでありました。

この道路は車の離合ができないために、踏切の遮断機がおりているときなどは特に車は渋滞し、歩行者の方はいつも危険を感じられております。この道路を通るたびに交通事故が起きないように、また側溝に子どもが落ちなければよいかと、いつも心配をいたしております。

その後の都市計画審議会の経緯と今後の対策について、お尋ねをいたします。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、草場議員の篠栗病院横の道路拡幅についての御質問にお答えいたします。

この道路は、車両及び歩行者の交通量が多くて、特に朝夕の通勤時には混雑が目立ち、現状の道路幅では通行上の安全性が十分に保たれていると言いがたい状況であると考えております。

道路拡幅計画に関する交渉につきましては、平成22年6月の定例議会で答弁したとおり、都市計画道路・庄池の端線の見直しの結果をもとに、道路拡幅計画に係る地権者等との協議に当たりたいと考えているところでございます。

なお、都市計画道路・庄池の端線の見直しに関する手続等につきましては、現在、地権者説明会、計画案の閲覧、法定縦覧、町の都市計画審議会の審議が終了しております。あとは年明けに開催されます県の都市計画審議会での審議を待つところでございます。その後、都市計画道路・庄池の端線の見直しに関する具体的な告示ができるものと思っております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 6番、草場謙次議員。

○6番（草場謙次君） ただいまの答弁で着々と進んでいるようで、本当にありがとうございます。思っております。

この道路拡幅につきましては、8年前に安川議員が一般質問されて以来、何回も取り上げてまいりました。それだけ町民の方の思いが強くあります。一日も早い着工をお願いします。これは要望で終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、次に参ります。

質問順位4番、飯田浩二議員。

○2番（飯田浩二君） おはようございます。議席番号2番、飯田浩二でございます。

先月11月18日に、上津江町有林視察と同月25日に、篠栗霊場会参拝研修お大師さん参りに新人議員としてそれぞれ参加させていただきました。

そこで二つの質問をさせていただきます。

上津江町有林については、平成15年6月議会や平成22年12月議会でも一般質問されておりました。平成15年6月議会での答弁では、山林購入理由として、

「100キロ以上離れたそういう遠いところからでも水を頼らなければならない我



が町の実情をわかってもらいたい。また、筑後川の恩恵を受けている我が町が人口3万5,000人になったときに、町の水源だけでは賄い切れなくなる」と答弁されておりました。

また、平成22年12月議会では、山林購入から現在まで町費の持ち出し額と1年間に必要な維持管理費、町有林の譲渡などに応じる用意があるのかを質問されているのに対し、答弁では、「本年度の維持管理費は335万円かかっており、譲渡もやぶさかでない」と答えられて、質問者からは、トップセールスとして交渉していただきたいと要望されておりました。

現在、篠栗町の人口は約3万1,600人で、水不足どころか水が余っている状況です。平成25年度からは大山ダムの完成により、福岡地区水道企業団からの受水量を日に900立方メートルふやさなければなりません。このままでは水道事業会計も圧迫していくのではないのでしょうか。

篠栗町も加入している福岡地区水道企業団では「ちっこりん事業」、正式には「福岡都市圏流域連携基金事業」といいますが、年に数回、福岡都市圏の住民と水源地域との交流事業などを実施されております。企業団職員はもちろん、構成団体職員や福岡都市圏の住民の方がたくさん参加され、水をはぐくむ森林の大切さを広く知っていただくために、筑後川の源流となる日田方面の中津江村山林や朝倉地区の森林などの間伐・枝打ち作業、下草刈り等の事業が行われております。

このような森林環境を守っていくことを目的とする事業が実施されているのであれば、たとえ上津江町有林を譲渡することになっても、篠栗町もこの交流事業に参加することによって、篠栗町が本来、上津江町有林購入事業の目的としていた筑後川水源となる森林を守る活動に通じるのではないかと思います。

以上のようなことから、私が視察で感じたことは、年間300万円前後の経費をかけてまでこの上津江の山林を保有する必要があるのか疑問に感じているところがあります。

昨年、12月議会の一般質問で要望されていましたが、この1年間、町長はどのような交渉をされてこられたのか答弁を求めます。

次に、霊場会参拝研修に参加してですが、今回は初めての試みで、森の案内人さんや公認先達さんを交えての研修でした。研修後の懇親会の席で、霊場会の方、バスの運転士さん、公認先達さん、皆様、口をそろえて言われるのが公衆トイレのことです。新しいトイレがふえてきて助かっていると言われておりました。町外のお客様もためらうことなく使用でき、我慢せずに済むので、大変喜んでおられるそう

です。

町民の方の中には、山の中に2,000万円以上もするトイレなど必要ないと言われる方もおられます。しかし、このように喜んでおられる声をお聞きしますと、まだまだ建てかえや新設をしなくてはならないところがあるかと思われ、中には土地も提供し、電気代、上下水道料金を払っても構わないので、トイレをつくってほしいとまで言われるお方もおられました。町としては、今年度は呑山観音駐車場に建設をされ、これからも計画的に実施していかれると思います。今後も厳しい町財政の中ではございますが、篠栗町に訪れていただく方や篠栗町の環境整備のためにも、私は公衆トイレの建設を進めていかなければならないと思っております。

先ほど申しましたように、自己負担も構わないと言ってくれる方もいらっしゃいます。町長はどのように思われ、今後、どのような対応をされますか、お考えをお聞かせください。

終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、飯田議員の御質問にお答えいたします。

まず、上津江町有林についてでございます。

上津江町有林につきましては、平成14年度に約84ヘクタールの山林を約8,700万円で取得したことを機に、同年度から平成16年度にかけて約14ヘクタール、3,600万円程度をかけて、3回のボランティアによる広葉樹の植林を実施し、ことしで10年が経過したところでございます。

その間は保有のための下刈り作業が不可欠でありまして、年間約300万円の事業費をかけておりましたが、本年度は最終年度に植林した林分のみの作業でございますので、約80万円の費用に抑えることができております。そして、保育作業につきましては、一応の区切りがつくものと考えております。

また、その他の部分でスギ、ヒノキの林、約51ヘクタールにつきましては、大分県が実施しているところの水源流域広域保全事業や保安林改良事業に組み込んでいただきまして、そのうち間伐を約39ヘクタール、枝打ちを約5ヘクタール実施いたしまして、本町からの支出はないというのが現状でございます。

昨年も申し上げましたが、本町から100キロ離れております上津江町有林の譲渡もやぶさかではないという考えは変わっておりません。しかしながら、大分県や日田市との譲渡交渉におきましては、そのテーブルに上がっていただけるというこ

とができないのが現状でございます。

一方で、CSRの一環として、企業が水資源の保護を目的に荒廃山林を買い取り、維持管理するというケースも出てきており、こうした動向に注視しながら、しっかりと町の思いをつなげていただける企業との調整がつくことになれば、売却も視野に入れることが可能となるかもわかりません。こうした多方面の状況を考慮しつつ、当面、維持管理していくことが必要であろうと考えております。

今後は、引き続き大分県の事業における保育作業の実施や現在施業を委託しておりますトライ・ウッドの分収林契約などの方法も研究したいと考えております。町の持ち出しは極力抑えてまいりたいと考えております。

2番目の公衆トイレにつきましてでございます。

本町における公衆トイレの整備は、昭和50年ごろから観光者の利便性を目的に、篠栗四国霊場をはじめとする観光主要施設の周辺に整備が進められました。しかしながら、従来のくみ取り式トイレでは、くさい、汚い、暗い、怖いとのイメージがあり、リピーターの確保が難しい状況であったため、平成7年度から多機能型水洗トイレと建てかえを進めております。平成18年度以降は、環境保全に配慮したバイオマストイレを導入しているところでございます。

また、具体的な整備計画といたしましては、おおむね半径500メートル範囲内に1カ所を目指し、公衆トイレの整備を進めておりまして、整備計画は観光審議会に図り、協議をしながら決定しているところでございます。

具体的なトイレの設置場所については、造成費用が最小限度で、駐車場が確保できる土地を候補地とし、立地条件や議員が提言されました協力者の条件等も考慮して、総合的に判断して選定していきたいと考えております。

今後の計画は、観光審議会の答申を踏まえて、郷の原地区、これは新吉野公園の中の一画でございます。あるいは城戸、これは桐の木谷地区、山手（田ノ浦地区）、山王（牛切谷地区）等に公衆トイレの整備を行う予定をしております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） それでは、次に参ります。

質問順位5番、松田國守議員。

○8番（松田國守君） おはようございます。議席番号8番、松田でございます。

きょうは福祉バスのオアシス号の件について御質問いたします。

介護認定率が低いと老人医療費が上がるのは、これは一般的であります。我が町は認定率も医療費もともに低いということで、全国的に注目されまして、視察研修

に訪町される自治体が絶えません。これは我が町の高齢者に達者な方が多い証でありまして、高齢者自身の健康管理はもちろん、地域のボランティアの皆さんの支えや健康維持や促進に対する行政の取り組みによるものと、心より感謝するところがあります。

ところで、その御高齢の皆さんが篠栗オアシスから駅前や役場方面に移動するには、あるいはその逆のいずれも急な長い跨線橋を利用するか、あるいは煩雑な交通状況下にある踏切を渡るかであります。足腰の弱い高齢者にとってはとても辛い、エレベータができないものか、この切なる声が多く寄せられております。

そうしたことなどを含めて、以前から篠栗駅の橋上化が議論されておりますが、橋上化するには十数億円規模の予算が必要であります。平成13年度に始まった臨時経済対策事業における大規模な借金で今なお高額な借金返済に追われ、これからの返済は、長く続く我が町の財政事情を考えますと、橋上化などの大規模な事業は近年中にはとても難しいこととあります。また、そうした答弁をこれまでに幾度か聞いておりますが、このエレベータも同様だと思います。

そこで提案ですが、高齢者に好評のオアシス号路線の全便を乙犬コース同様の役場前経由にしてはいかがでしょうか。そうすることで、路線を挟んだ南北のアクセスが良好となり、高齢者にとって大変ありがたく、悩みも解消されることと考えます。

ちなみに、全路線の発着時刻を照合しますと、役場前で同時刻になるのは城戸コースと萩尾コースのオアシス発10時と、和田コースと乙犬コースのオアシス発15時15分と18時発の3便ですので、現在の発着時刻でもさほど混雑はしないと思います。町長の御見解をお尋ねいたします。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） ただいまの松田議員のオアシス篠栗発着の全路線を役場前経由にしてはという御質問について、お答えいたします。

巡回バスは、2台の29人乗り小型バスを使用しておりまして、午前9時から午後6時半まで1人の運転手が萩尾乙犬コースを、もう1人の運転手が城戸和田コースをそれぞれ2コースずつ担当しておりまして、オアシスの指定管理者が支払っておりますバス運行事業委託料は、年間約1,680万円でございます。利用者数につきましては、平成22年度の実績数は5万8,563人、今年度については6万

人を超える見込みであります。

現在の運行コースにおいて、役場経由によるのは1運行ごとに乙犬コースがオアシスを出発するとき、オアシスに到着するときの2回、城戸コースがオアシスを出発するときの1回でございます。和田萩尾コースについては役場を経由しておりません。

これまで地元の要望により、バス停の増設等、できる限りコースの見直しを行ってまいりましたが、1人の運転手が2コースを担当しております現状ではかなり窮屈な運行ダイヤになっております。そのため、すべてのコースを役場経由にしましますと、現在の運行時刻が1時間程度おくれるようになり、さらに運転手の労務費等、財政負担が増加する可能性もございます。

しかしながら、高齢者が楽に駅の南北を行き来するためには、議員、御提案のような方法も大変有効であるということは事実でございます。現行予算の中で最大限、御要望にこたえられるようにまずは検討してみたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（今泉正敏君） 松田國守議員。

○8番（松田國守君） 再質問よりお願いです。

もう見てもわかるとおり、我が町の交通状況ですね、これは東西のアクセスは非常にいいものを感じます。ところが、南北の交通のアクセスが脆弱でありまして、これはどなたもお感じのことだと思います。

特に、マイカーを利用して移動しない高齢者、この方たちにとっては、オアシス号が唯一のよりどころとされておるところでありますので、どうぞ鋭意努力をお願いしたいと存じます。

終わります。

○議長（今泉正敏君） 間もなく1時間になりますので、10分休憩を挟みます。

5分に再開いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時02分

○議長（今泉正敏君） それでは、一般質問を再開いたします。

質問順位6番、横山久義議員。

○4番（横山久義君） 議席番号4番の横山でございます。今回は2項目に絞って質問をいたします。

まず初めの質問は、契約書などの印紙の確認義務についてであります。

複数年にわたり町が締結した契約書等に張られた印紙が印紙税法で定めた額をはるかに下回ったものがあり、その中でも、特に平成22年度はひどく、3,000万円以上の契約書に200円の印紙しかなかったものが2件あるかと思えば、6,000万円以上の契約書にも同じく200円の印紙しか張られていなかったことから、町長、代表監査委員及び会計課長に、このことに関する責任と事後対策を9月議会で尋ねたところ、税務署への確認結果を根拠に、町長は、「町には印紙税額の確認義務や指導権限はない。」と答弁されました。

会計課長は、「印紙税額が大幅に下回っていた契約書は業者から提出されたものであり、町が業者に渡したものは税法に従い適正に作成されている。」との、質問の趣旨とかけ離れた答弁をされました。

代表監査委員も町長と同じ趣旨の答弁をされ、一般質問後の決算審査特別委員会での補足説明も含めた答弁で、「契約書は監査対象となる書類だが、町には収入印紙の金額を確認する義務もなく、指導する権限もない。また、町に損害を与えるものでないから、監査の指摘事項とすることはできないと考える。」と断言されたわけであります。

この答弁を聞き、町の監査体制に不安を感じたため、決算審査特別委員会の席でその真意をただそうとしましたが、委員長から質問を遮られたため、やむなく一般質問の場で再度質問することにした次第であります。はっきり申し上げて、皆さんの答弁は単なる責任のがれとしか聞こえません。もし、そうでないと今でも主張されるのであれば、これから申し上げる疑問にお答え願います。

疑問その1は、契約締結の定義に関してであります。

契約は、取り交わすものであります。つまり相互で間違いがないかどうかを確認して締結するものであり、その確認作業を含めたものを契約行為と称するのではないのでしょうか。業者が定められた額を下回った印紙を張ったとしても、その時点で直ちに違法となるわけではありません。違法行為はあくまで契約が締結された時点で発生するものであると私は考えます。そうであるならば、印紙額を確認しないで締結した場合、町は結果的に違法行為の手助けをしたことになると思います。

疑問その2は、契約の承認に関してであります。

5,000万円以上の工事請負契約等は、議会の承認後でないと契約を締結できません。承認を求める議案には印紙を張った仮の契約書が添付されますが、この仮の契約書の印紙額が法定額を下回っていた場合、議会はこの契約を承認することはできません。なぜなら、承認すれば業者の印紙税法違反を確定させるからでありま

す。

以上2点の疑問に対し、町長、代表監査委員及び会計課長の明解な説明を聞かせていただきたいと思います。

ところで、香椎税務署に出向き議事録をお見せし、この議事録に記載されているような説明をされたのかどうかの確認をいたしました。

税務署の担当職員の方は、この議事録を読まれた後、何と言われたかおわかりでしょうか。読み終えるや否や、「このようなことを公の場で言われたのですか。余りにもひどい。」と言われました。そして、しばらくの間、無言のままでした。

確かに印紙税法に違反したのは業者であり、町が違反したわけではない旨の話は申し上げました。しかし、それはあくまで税務署の権限が及ぶ範囲での話であり、それ以外の分野で町や監査委員の方にどのような義務や権限があるかなど知るはずもありません。ですから、議事録に記載されているような、「町には印紙税額を確認する義務やそれについて指導する権限はない。」などといったことはないとのことでした。そして最後に、「町の方は、今後気をつけますと言われたので、安心しておりました。」と私に告げられました。

それから、参考までに、ほかの自治体がどのように取り扱っているかをお話ししておきたいと思います。

平成20年3月24日付の別府市監査委員告示3号「監査結果の通知に係る事項について」の中には、別府市清掃車両広告掲載契約書に収入印紙が張られていないものが見受けられたとあり、経過措置として、「指摘事項については関係法令を遵守し、適正に処理するよう努めてまいります。」とあります。

同様の事例が、平成20年3月31日付の八代市の定期監査報告書や平成22年4月8日付、三重県定期監査報告書の監査委員の指摘事項にあります。

そして、福岡県の監査委員事務局に確認したところ、印紙の確認は監査の対象である旨の説明を受けております。

以上、事例を幾つか申し上げましたが、ぜひこれらを参考にお答え願います。

それから、副町長と教育長も、代表監査委員同様、福岡県に奉職されていたわけですから、この印紙税法違反契約書文書に関しどのような見解をお持ちなのか、せっかくの機会ですので、お聞かせいただきたいと思います。

2問目に参ります。

次は、町財政の現在、過去、そして未来についての質問をさせていただきます。

私がここで改めて言うまでもなく、町政を充実発展させるためには、たゆまぬ改

革が必要不可欠であります。町長もこの7年間でさまざまな改革に取り組まれたと思いますが、その成果は最終的には数字で実証されなければならないと考えます。そこでまずは、平成22年度末における一般会計の財政状況についてお尋ねをいたします。

財政の話をする場合、町民の皆さんが真っ先に知りたいと思われるのは、町の借金の額と蓄えの金額ではないでしょうか。ただ、この場合、忘れてならないことは、町の借金と個人の借金とは全く意味合いが違うということでございます。個人の借金は、基本的にはその全額に利息をつけ返さなければなりません。町の借金の多くは、本来、国が負担すべきもので、この分については国が責任を持って、利息を含めて、決められた期間に分割で交付税の中に入れる形で町に支払う決まりになっております。我が町では、借金の約7割が国の負担分と考えてよいのではないかと思います。正確な数字を今までに町民の皆さんに示されたことがないようですので、私の質問に答えてもらうことで明らかにしたいと考え、私なりに計算をしておりますので、その確認を含め、答弁願います。

1点目の確認ですが、一般会計において、平成22年度末の町の借金に当たる起債残高は105億7,400万円で、国の負担分に当たる交付税算入額75億9,000万円を差し引いた金額の29億8,400万円が実際の町の借金であると理解してよろしいか、お尋ねをいたします。

次は、町の積立金に関してですが、町には借金もありますが、基金等の積立金も相当な規模で存在いたします。その積立金を負債返済に充てるとした場合、取り崩したりして借金返済に充てることが可能なお金が幾らくらいあるのかを知る必要があります。私のほうで一応調べてみましたので、その金額でよろしいかどうかをお尋ねいたします。

取り崩し可能な基金等は、一つ目といたしましては、積立基金のうちの住民生活に光をそそぐ基金を除く27億7,700万円、二つ目といたしましては、国民健康保険給付費支払準備基金の2億5,000万円、三つ目は、福岡県市町村災害共済基金のうち任意納付金の4億5,700万円、四つ目は、水道企業会計への貸付金の3億5,500万円、五つ目といたしまして、翌年度への実質繰越金の2億5,200万円、以上の計40億9,100万円が取り崩し可能な積立金等と考えます。この計算で間違いないとすれば、実際の借金も29億8,400万円と取り崩し可能な基金等の合計40億9,100万円とでは、11億700万円取り崩し可能な基金等のほうが多いことになります。



この結果から、現在の一般会計における町財政は健全であると評価してよいのではと思いますが、町長の見解を求めます。

ところで、町財政に関し、「平成28年度問題」と呼ばれている言葉が存在することを知り、驚いております。町長も、ことしの6月議会の閉会あいさつでこのことに触れてあります。

その部分を読み上げますと、「篠栗町の個別の課題として、持続可能な個性を創造していくために乗り越えなければならない課題、すなわち昨年からお話ししております『篠栗町の平成28年度問題』であります。町の財政問題は、バランスシート上で残高として把握するだけでは正しい判断はできません。これから数年間の財政上の流れ、フローを理解していないと、将来に向けて大きなツケを残すことになるんです。言わば過去のツケが『篠栗町の平成28年度問題』であります。云々」とありますが、私には、町長の発言内容がよくわかりません。

大変失礼な言い方かもしれませんが、とても財政を理解された方の発言とは思えません。この発言内容に重要なメッセージが含まれているのなら、どうか町民の皆様にもわかるように説明願います。そして、平成28年度に財政上、どのような大きな問題が発生するのか教えていただきたいと思っております。

さて、次の質問に移ります。

私は、現在の財政状況は健全であると確信をいたしております。また、平成22年度決算に対する監査報告にも「良好」とあるとの記載があります。そうであるならば、それは三浦町長になってからよくなったのでしょうか。それとも以前からもともとよかったのでしょうか。

一般会計の平成16年度末の実質負債額と取り崩し可能な基金等との差額を平成22年度末と対比して説明していただきたいと思っております。ただ、平成16年度当時は、土地開発公社が存在していたことから、その剰余金の4,200万円を考えに入れて説明をお願いしたいと思っております。

財政に関する最後の質問は、「将来負担比率」についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月22日に公布され、平成20年度から「将来負担比率」を公表することになっております。今までの指標だけでは夕張市の破綻を把握できなかった反省から、国は一般会計だけではなく第三セクターの負債等も含めたところでの将来の負担に無理が来ないかどうかをチェックする指標として、将来負担比率の公表を義務づけたと考えますが、このことを平成22年度決算の数値を使い我が町に当てはめ、町民の皆さんにわかりやすく、

かつ簡潔に説明願います。

次は、いきなり専門的なことを聞くこととなりますが、将来負担比率を導く数式の中に充当可能基金の30億2,670万6,000円及び充当可能特定歳入6億1,795万6,000円というものがあります。この言葉の意味と内容について、お伺いいたします。

最後は、この数値の意味するところについてお伺いします。

国の基準では、この負担比率が350%を超えると早期健全化団体となります。これはサッカーでイエローカードをもらうようなものと理解しております。要するに、数値の少ないほうが、より健全であることを意味していると考えております。

ところで、我が町は、平成22年度決算における数値は57.5%で、糟屋郡でもよいほうから2番目となっております。ただ、この数式には、水道企業会計の3億5,500万円の貸付金を含めておりません。ですから、この貸付金を計算に入れると比率はさらによくなり、50.6%となります。そして、糟屋郡でトップに躍り出ることになると思います。さらには、福岡県災害共済基金のうち任期納入金の4億5,700万円を算入すると41.8%となるわけでございます。

いずれにしても、今後、無謀な財政運営を行わなければ、健全財政を維持できると考えます。町長の見解を求めます。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、ただいまの横山議員の御質問について、1問目、2問目に関して、私に関する部分について通しで御答弁させていただきます。

まず、契約書等の印紙の確認義務について、町の見解を再度問うということでございます。

9月の一般質問においてお答えしましたとおり、この件については、税務署の見解は、「印紙税に係る課税文書の種別や税額の計算方法が、時に専門的で難解であり、契約の相手方には、税額を確認する義務やそれについて指導する権限はない」とのことでございます。これは工事請負契約書を町と業者との間で作成した例で説明いたしますと、町が作成した契約書は非課税文書に該当し、業者が作成した契約書は課税文書に該当します。そして、これらの契約書は、印紙税法の上では、それぞれが単独で作成したと見なされることからでございます。

そこで、議員から御心配いただいております印紙税法違反等につきましては、課税文書を作成したものに課せられるものでございます。このことから、町と業者の

間で契約書を作成する中で、法の上では単独で課税文書を作成している者に不正確な知識で印紙税額を確認し指導することは、場合によっては印紙税額を誤らせることにもなりかねないものでございます。

しかしながら、法的な義務はないとはいえ、印紙税額が不足していた事例が生じたことについては真摯に反省し、監査委員の意見を踏まえまして、適切な助言ができるよう努めているところでございます。

2番目に、町財政の現在・過去・未来についてという御質問がございました。順を追って数字を拾ってまいりたいと思います。

平成22年度末一般会計の状況について、起債残高は105億7,200万円、そのうちの交付税算入見込額は75億9,000万円で、実質的な町の一般財源持ち出し分は、その差引額の29億8,200万円となります。

一方、充当可能な基金は、住民生活に光を注ぐ基金を除く積立基金27億7,700万円、国民健康保険給付費支払準備基金2億5,000万円、福岡縣市町村災害共済基金の任意納付金3億7,800万円、翌年度への繰越金2億5,200万円でございます。

水道事業会計への繰り入れについては、昭和55年度から平成9年度まで、毎年3,000万円の合計額5億4,000万円が一般会計より、赤字補填を目的とした補助金として水道事業会計へ繰り入れられており、平成14年から16年度の3年間に、2億円が水道事業会計より繰入金として一般会計に収入されております。

これらを差し引きいたしますと3億4,000万円となるわけでございますが、この繰入金はもともと出資金や貸付金とは異なり、補助金として水道事業会計に繰り入れられており、返済の義務は発生しないと思われまますので、水道事業会計からの返済額を考慮せずに、これらを合計しますと36億5,700万円となります。したがいまして、実質的な町の一般財源持ち出し分は29億8,200万円、起債償還額に充当可能な基金の合計額は36億5,700万円となり、充当可能基金が6億7,500万円上回っている状況でございます。

しかしながら、歳入においては長引く経済の低迷を背景として税収は減少しておりますし、将来の人口構成を踏まえますと生産年齢人口が減少し、今後さらに厳しい状況になることは明白でございます。また、震災後、国においては相当の復興財源を確保していくことが必要であり、それらが地方財政にどう影響していくのかなど、予断を許さない状況でございます。

一方、歳出においても、少子・高齢化を背景とした次世代育成支援や老人福祉な

ど社会保障費の増大、公共施設の老朽化に伴い、維持や改修費用の増大分の確保なども必要となることも予想されますし、また実際にこれらの基金すべてを起債の償還に充当することは現実的ではございませんし、このようなことを考えますと、今後も厳しい財政運営が強いられることは必至と考えております。

次に、「28年問題」についてですが、毎年度各区での行政区説明会や今年度の議会決算審査委員会等において説明いたしておりますが、平成22年度決算ベースで申しますと、平成29年度には、起債償還に係る一般財源の持ち出しが2億円を上回りピークとなることから、他の歳出財源を圧迫することが予想されます。このことを踏まえた行財政運営に取り組んでいこうというものでございます。

そもそもこの問題は、臨時経済対策事業における起債の償還期間30年と交付税措置期間15年のタイムラグから発生した問題でございまして、当初は年度の収支残から繰上償還していけば乗り切れると判断されたものであろうかと思えます。しかしながら、小泉政権下での三位一体の改革以降、地方交付税の大幅な減額と景気の低迷から来る税収の落ち込み、人口構造の変化から来る扶助費の増加等々があり、当初の思惑どおりにはいかなかったと思われます。そうした中で、これまでも数次の繰上償還を行ってきたところでございます。

私が28年問題と申しておりますのは、平成22年度以降、新しい起債は考慮せずに、起債残高と一般会計からの起債償還額を比較してみますと、平成29年度末には、償還すべき元金プラス利子が、これは22年度ですが、12億1,800万円から6億1,700万円と約6億円減少するにもかかわらず、償還における一般財源投入額は2億5,600万円から2億1,100万円と、わずか4,500万円しか減らない。そして、その後も数年同様の状況が続く、そのことを申し上げるのでありまして、こうした事態が必ず来るのであるから、節約を今からしていきましようとする町民の皆様に訴えているものであります。

次に、平成16年度末の財政状況との比較でございしますが、平成16年度決算では、起債残高130億4,300万円、そのうち交付税算入見込額97億円で、実質的な町の一般財源の持ち出し額は、その差額の33億4,300万円となります。

一方、起債償還への充当可能基金は、積立基金34億9,200万円、国民健康保険給付支払準備金2億5,000万円、福岡県市町村災害共済基金の任意納付金3億6,000万円、実質繰越額3億1,300万円で、その合計額は44億1,500万円となります。10億7,200万円が基金が上回ることとなります。このように実質的な充当可能な基金が町の一般財源持ち出し額をいずれも上回っており、

平成16年度はその額において3億9,700万円、これに土地開発公社分4,200万円を加えて4億3,900万円上回っております。これにつきましては、道路、水路、学校などの公共施設の整備に公共施設等整備基金を充当したことがその要因でございます。

次に、「将来負担比率」でございますが、まずその定義につきましては、地方債残高のほか町が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる負担金など、町が将来負担すべき実質的な負債を分子として、標準財政規模を基本とした額を分母として算出した比率でございます。

お尋ねの算式中の充当可能基金は、前述した住民生活に光をそそぐ基金を除く積立基金27億7,700万円と国民健康保険給付金支払準備金2億5,000万円を合わせた30億2,700万円でございます。

また、充当可能特定歳入につきましては、町営の立体駐車場や葬祭場の使用料から維持管理に必要な経費を差し引いた額や、須恵町外二ヶ町清掃施設組合の志免町、宇美町からのごみ処理委託による収益分を合わせしたもので、6億1,800万円となります。なお、福岡県災害共済基金のうちの任意納付金を充当可能基金として取り扱うことについては、本年度の決算時、県と協議して検討したいと思っております。

最後に、今後の財政運営についてでございますが、先ほど説明いたしましたように、歳入歳出両面において厳しい状況でございますし、今後も機構改革や事業の見直しなど、一層の行財政改革に努めていくことが必要であろうかと考えております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 続いて、福原代表監査委員、どうぞ。

○代表監査委員（福原和男君） 横山議員の契約書等の印紙の確認義務について、町の見解を再度問うにお答えいたします。

印紙税を所管する税務署の解釈によりますと、町には金額を確認する義務も指導の権限もないということであります。この解釈には従わなければなりません。しかし、この事案のように、印紙税額が数年間下回っていた状態は、決して好ましくはないと考えております。町は助言ができるわけですし、助言には住民サービスの側面がありますので、できる限りの助言をすることが望ましいと考えております。したがって、税額等に疑問があれば、税務署に相談するよう助言することを監査委員としても執行部に求めていきたいと、このように9月議会で答弁したところであります。

その後、このことを踏まえて監査を行っているところでありますが、助言を求めた事例はこれまでありませんでした。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 一応、今の部分で答弁が終わりましたが、再質問。

4番、横山久義議員。

○4番（横山久義君） まず、印紙のことですけれども、いわゆる9月議会の答弁から全く変わってないということですね、基本的には。ということは、福岡県の監査委員事務局が言ったことがいわゆる不相当であると。あるいはまた、ほかの自治体はたくさん同じような印紙に関しての監査委員の指摘がございます。それに対し執行部は、経過措置として、いわゆる関係法令を遵守して今後対応しますということを行っているわけですよ。これはインターネットでも調べればすぐわかることなんですね。

それと、代表監査委員も、あるいはまた副町長、教育長の答弁を求めたんですが、それはないみたいですが、福岡県に勤務してありました。だから数多くの契約文書というものは取り扱ってあるわけですよ。その福岡県の監査委員事務局がはっきりと、この印紙の確認というものは、監査の対象ですよと当然言うでしょうね、ほかの自治体がそういう指摘をしているわけですから。ですから、なぜそこまで自分のところには責任がないということと言わなきゃいけないのか。

私は、9月議会で、今後気をつけますと言ってもらえば、それで私はよかったと思うんですね。第一、今回の答弁でも、税務署の見解を楯に言っている。あくまで税務署の見解というのは税法にのっとったところでしか私は言えないと思うんですよ。

例えば、税務署の職員が地方公務員法だとか刑事訴訟法だとか、ほかの法令はたくさんあります、縛りが。そういうことまで言うわけがない。ですから、もし聞かれるのであるなら、9月議会は別として、今回、私の質問で聞かれるのであるなら、顧問の法律事務所があるじゃないですか。そこに聞かればよかったと私は思います。なら、的確な指示というんですか、解釈というんですか、あったんじゃないかなど。だから、顧問の法律事務所に聞かれたのかどうか、あるいはまたほかの自治体でこのような事例がある、これは調べればすぐわかることです。ということは、ほかの自治体が間違った解釈で間違った監査の指摘をやり、執行部はそれに答えているということと言われるのはどうかということですね。細かなことは聞きませんが、そのことだけ。

それから、財政に関してですが、細かな数字を言っても仕方ないけど、ただここで一つ、いわゆる積立金にカウントできる中で、いわゆる福岡県の市町村災害共済基金の任意納付金3億7,800万円になっているんですが、これは私も、すべて裏をとって確認をしています。実際は5億5,700万円の積み立てがあるんですが、基金として、そのうちの1億円までは、これは災害が起こらないと取り崩しできませんよということなんです。それも確認しております。ですから、1億円を除いた4億5,700万円がいわゆる任意納付金であるということも確認をしています。そこらの訂正があれば、あるいはまた3億7,800万円にならないといけない理由があるなら、それは言ってください。別にそれに私はこだわっているわけじゃない。こういうのもありますよということを言っているだけです。からね。

それから、水道企業会計に長年にわたって一般会計から毎年のようにお金を出している。水道企業はあくまでも水道企業会計ですから、独立の会計ですよ。ここに補助金なんていうものが出せるのかという問題です。それと、補助金を出さなければいけないような水道企業会計ではなかった。金は余っていたわけですから、ですから、そういうものを返してもらおうというのが筋じゃなかろうかなど。そこらは検討いただきたいと思います。というのが、町民の方には、町の水道企業会計に係る町の水道企業に入っていない方もおられるわけですから、そういう人たちのお金も、水道の恩恵を受けた人たちにいわゆる交付されるということは、ちょっと筋が違うんじゃないかということでございます。それはその額を入れなくても、町の財政は健全であるということには間違いありませんので、そういうことも含めて今後検討していただきたい。

そして、三浦町長が言われましたように、いわゆる三浦町長になられる前、そして今のところ22年度末が出ている数字ですけども、いわゆる一般会計というものは、若干ですが、3億円から4億円の間でしょう。いわゆるマイナスのほうに針は振れております。しかし、だからといって、それが財政を圧迫するだとか悪化したということにはなりません。同じ16年度末と同じように健全財政であるということで間違いはないんですが、ただ一つ、これは質問というよりお願いなんですけども、いわゆるこの7年間で大きな事業というものは、私は余りなかったような気がします。そして、大きな事業がない中で、マイナスに振れるということは、非常に私は心配をいたします。

ですから、さらに行財政改革というものに取り組んでもらって、やっていただきたいなと思います。

それから、28年度問題について、ちょっと詳しくお聞きしたいんですけども、私は、全体のことで財政を現在、過去、未来を聞きました。どこにも財政が悪かったということでないんです、過去においても。16年末よりか今のほうが若干悪いんです。そういうのを踏まえてですよ、やたらと、町長が、28年度問題がありますよと。過去のツケが今から来ますよだとか言われると、町民の方はそれをやはり信じますよ。ただ、そういう無責任なことは言わないでもらいたい。

確かに、29年度に一般財源から持ち出しが多いですよ。そのために基金というのがあるじゃないですか。だから、その山を削るためには、もちろん繰上償還もあるでしょう、やり方として。あるいはまた、そのときは基金を取り崩す。そのための基金はあるわけですから、そういうことでトータルで健全ということがわかっているわけですから、今後、できるだけ健全を維持しながら、さらにまたその健全がよくなるように努力していただきたいなと思います。だから、28年度問題について、訂正されるものがあれば訂正していただきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 最初の県の監査部局との相違点のことがまず、そこだけでいいですかね、最初の部分は。よその自治体を確認したということ。

○4番（横山久義君） そうです。だから、福岡県も含め、他の自治体は対応の仕方が違い過ぎますよと。だから、町は町独自の判断とか、そういうことはあり得ないと思うんです。そのことだけです。

○議長（今泉正敏君） まず、その部分から始めましょうかね。

町長でよろしいですか。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） まず、印紙税に関する問題でございます。

通告書の段階では、町の見解を再度問うということで、私どもは、個人請負契約に関する部分について町の判断も含めて答弁したわけでございます。今の質問の中で、各自治体のいろんな対応、県の対応等についてのお話ございました。これについては、また私どもも、その辺のところをしっかりと検証してまいりたいと思っております。

○議長（今泉正敏君） 代表監査委員は別に発言はないですね、今の件に関して。どうぞ。

○監査委員（福原和男君） 監査でどういう監査をやっているかということでありまして、基本的には例月検査で監査をやり、定期検査でやっております。先ほ



ど答弁しましたように、既に例月検査では出てきたものを調べております。助言をするようなことは出ていないと、このようなことでございます。

それは、るる9月議会からも執行部のほうからも答えましたように、かなり税というのは専門性が高うございます。この印紙税を私も見ましたけれども、20項目ある中に、どこに当てはまるかということをもとに判断しなければならない。それから、次に金額を判断しなければならない。その金額についても、経過規定があります。こういうものを見落として指導するということは、町長の答弁にもありましたように、間違った指導になっている。

私も今度、いわゆる税務署がこれは所管庁ですから、個々の解釈が有権解釈です。この解釈には従わねばなりません。そういうことから踏まえて、いろんな自治体もいろんなことでやっていると思いますけれども、やはり最もいい方法としては、税務署に相談するように助言することが最もいい方法であろうと。そういうことで、執行部のほうに求めたわけでございます。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） ほかに項目がありませんね。

それでは、2項目目と3項目目の答弁を求めます。

まず、2項目目の分は、市町村災害共済基金の額が町長答弁と少し違っておりましたよね。その部分の確認だと思います。

それと、3番目が28年度問題についてということでございますが。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） 災害共済基金の件につきましては、数字を確認して、また御報告申し上げます。

28年度問題で何を私が議論をしていたか、問題にしていたか、課題があると申し上げたかというのは、先ほど私の答弁の中でも申し上げましたが、要は、起債の元利償還金がぐっと下がってくるにもかかわらず、一般財源からの持ち出しは余り変わりませんよということで、持ち出しは変わらないということであれば、今の収支のやりくりの中から変わらないんだったらいいじゃないかという判断ができるのかもわかりませんが、要は、12億円から6億円まで元利償還金残高は変わるのに、いわゆるそれに対する一般財源の持ち出し分は2億5,000万円ぐらいから2億1,000万円ぐらいにしか減らない。つまり応分の負担額が減ってもいいのに減らないというところに、一般財源を使い込まなければいけませんよということをやを常々申し上げておりました、これはどういうことから来るかということ、冒頭申し上

げましたように、借入金の30年期間といわゆる交付税の15年期間のタイムラグから発生するものでございますというふうなお話をしております。

もともと当初、臨時経済対策事業を行って行く中では、当然のことながら将来交付税が入ってくる中で、この30年にしているけれども、これは繰上償還していつて15年で帳じりが合うようになるよなという思いでの事業計画であったかと思えますけれども、その後、いわゆる国のいろんな三位一体の改革あるいは交付税の低減化、あるいはいろんなものの中から、どうしてもそこまで繰上償還をできる財源がなくなってきたというところでの、今、節約して、29年に対応していかないと、将来、負担が多くなりますよと。つまり29年度には、いわゆる2億1,000万円、それが1億8,500万円、1億6,000万円と、いわゆるそのときの当年度の元利償還金に対して負担額としては、やっぱり応分に少なくなるべきものが減らないという現実が、私どもは待ち構えていますよということについて、今から準備しておきましょうねということを常々申し上げているものでございます。

もう1点、7年間で何も大きな事業をしなかったじゃないかと、そのとおりでございます。そういうふうな事業計画を私はやってきたわけでございまして、大きな建物を建てて、それを維持するという時代は終わったということの中で、それで私どもは今のこのすばらしい山を愛し、森を愛し、そして水田が適度にある、この篠栗町のよさをこれから維持していこうねという中で取り組んできているわけでございますので、それについて私は、大きな事業ができなかったから、私の行政運営が失敗だったというふうには自己評価をしているものではございませんが、いずれにしても、来年11月までで任期が終わるわけでございますから、いずれの時点かで総括を私なりにして、皆さんの御判断を仰ぎたいと思っております。

マイナスに振れるということで、かえって悪化しているんじゃないかというお話でございしますが、それは長年のフローの結果のマイナスに振れている状況でございしますので、その辺のところは年度、年度の分析をしていけば、おのずと明らかになっていくもんじゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 議長から一つ、質問議員は検討してくださいというふうな話やったんですが、水道企業会計の貸付金の部分で、検討できるかどうか、されるかどうかは答弁願えますか。見解が違うようですので。質問議員は補助金というとらえ方をされてあるわけです。先ほどの町長の答弁と違いまして、検討してくださいというふうに議員はおっしゃっておりますが、検討する余地があるかどうか、違う

でしょう、とり方が。検討いたしますということでよかったら、そういうふうにしてください。

どうぞ。

○上下水道課長（安河内正邦君） 議員、御質問の3億5,500万円の補助金、貸付金というふうにおっしゃいましたが、過去を遡ってみますところ、この分については補助金として支出しておりますので、補助金でございますので、赤字補填とか、当時は公債費の利子補給ということでされておったようでございます。公営企業法の諸解説を見てみましたところ、補助金については返還する必要はないというふうに水道課としては思っております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 4番、横山議員。

○4番（横山久義君） くどいようですけども、印紙に関してですけど、あと残り3分ですから簡単にいきますけども、税務署の見解が唯一だと言われるけども、町だとか、例えば監査委員の方もそうですが、税務署が知り得ない法律はたくさんあると思うんですよ。例えば、公務員には、いわゆる職務上違法行為なんかと思慮されるものがあったときは、それを告発する義務があると、刑事訴訟法の239条だとか、あるいはまた公務員だったら地方公務員法だとかいろいろあるわけですよ。ですから、税務署の職員が印紙に関してはすべての権限を持っているから、だから例えば、町の義務だとか監査委員の義務だとか、これはあなたたちに義務がありませんよというわけがない。実際に私は確認してきているわけですから、何なら私と一緒に行って確認されてもいいけども、そういうことじゃなくて、もし確認されるのであるならば、県の監査委員事務局で確認されたほうが、私は、より法的根拠もしっかりされるんじゃないかなと。そうしないと、いつまでも私もこういう質問で尾を引きたくないから、そこはやっぱりピシッとやらないと、うちの町だけが特別ですよということにはならないわけですから、全国でこういう事例はたくさんあるということをもっと調べてもらって、そして検討していただきたい。

ここでもう答弁は要りません、これについてはですね。

それから、財政の中で、三浦町長はやはり随分と言葉巧みになってありますから、ちょっと聞いていると、ああ、そうかなと思うときがあるんですけども、私は、三浦町長になって7年間、大きな事業をやってない。別にやっていないことをけなしているんじゃないですよ。大きな支出があってないのに、結果的にマイナスに振れているんでしょと。それにはいろいろな事情があるかもしれない。だから、そ

れを問うわけでもないけども、だから、これでもし大きな工事なんかが入っておいたら、もっとマイナスが振れますよと。ですから、やはりこの7年間をいずれ自分で総括されるでしょうけども、そのときにもっともっと行財政改革で実のあるものがあつたんじゃないかということをやはり検討してもらいたい。真摯な気持ちですよ、それをお願いしたいということです。ですから何も7年間の町長のいわゆる業績を批判しているわけでも何でもないということが1点ですね。

それから、どうしても28年度問題のときに、確かに29年度、一般財源持ち出しがありますけども、私も全体的なことで、将来負担比率というのは何のためにあるのかということです。だから、過去の不正もすべて、あるいはまた第三セクターの不正を全部含めて将来、今の時点は健全ですよということがあるわけでしょう。だから、その中でやりくりすればいいだけの話ですよ。だから、29年、28年までに国の補助金に当たる交付税算入が入ってきたら、それをそのまま借金返済に充てれば、要するに100何億円かの中の70数%は国の負担ですから、その分はなくなるわけですよ。あと残りの分をどうしていくか。毎年どうやっていくかということを考えればいいんじゃないかなと思いますので、そこの点だけ確認しておきます。

○議長（今泉正敏君） 今の最後の部分を確認ですか。答弁が要りますか。

○4番（横山久義君） 1分やら言うから急ぐんやけども、結局、28年度問題というのは、過去のツケがどうのこうのって言われるけど、過去に一生懸命やって仕事をした職員たち、OBの方もいっぱいおるわけですよ。だから、そういう人たちのことも考えて言葉というのは使ってもらわないと、今のまま健全ですと。あとはやりくりすれば、29年度以降も山は低くできるわけですから、そういうことでやりましょうと。しかし、それで安心してはいけませんよと。もっともっと健全な財政でやりましょうということで私はいんじゃないかと思うんです、町長の発言としては。そこのところのもし修正があつたらしてくださいということですよ。

○議長（今泉正敏君） どうぞ、三浦町長。

○町長（三浦 正君） 求めるところは同じことを言っているんじゃないかと思うんですけどね、ただ、私が申し上げているのは、厳然たる事実として29年度以降、いわゆる償還額が6億円と下がるのにもかかわらず、財政負担が5,000万円しか減りませんということをよく考えて、本来ならば、その分、一般財源として有効的に使えるかもしれないけれども、その分は私どもとしてずっと払っていかねければいけない一般財源の持ち出し分がありますから、今、しっかりと節約していき

ながら、できるだけ繰上償還をしていきたいと思いますという説明をいろんな町の行政区の説明会でも、そうやって繰上償還できるように、今、一生懸命節約していきましょうということ結びとして話しているということなんですよ。

以上です。

○議長（今泉正敏君） それでは、もう一方ですので、おつき合い願います。

質問順位 7 番、後藤百合子議員。

○ 1 1 番（後藤百合子君） じゃあ最後の質問をさせていただきます。

議席番号 1 1 番、後藤と申します。

認知症予防に聴覚検査の導入をということで質問させていただきます。

認知症を引き起こす原因の一つに老人性難聴が言われております。コミュニケーション不足となり、認知症へととなっていくと聞いております。

厚生労働省の調査によりますと、65歳以上の人のうち聞こえづらいと自覚しているのは21.6%、70歳以上では25.2%と、4人に1人は難聴を自覚しているとのデータが出ております。

加齢による老人性難聴は、高い音が聞こえにくくなるのが特徴で、連続した音が途切れて聞こえるため聞き間違いが多くなり、会話もスムーズに進まなくなります。低い音は比較的聞こえるため、ちょっとおかしいな、年のせいかなと耳鼻科の受診を延ばしがちで、早期発見をおくらせ、治療を困難にします。

埼玉県坂戸・鶴ヶ島医師会の情報によりますと、坂戸市と鶴ヶ島市の定期健診実施の結果では、平成19年9月、653人が受診した中、575人に異常が認められ、その方々に専門医への再健診を進められたそうです。

難聴のせいで社会的参加ができづらくなったり、家庭内でも孤立することによって生きがいを失い、閉じこもりや、うつ、認知症へと進展させないためには、定期的な健診を身近な地域で、また気軽に行っていくことが有効だと考えます。

簡易聴覚検査のデモンストレーションによれば、簡易チェッカーによって出た検査結果を本人の自覚が薄い段階で、聞こえにくくなりつつある現状を本人が知り、自覚し、向き合う、そのことに意義があるんだそうです。

異常を認識できれば、専門医の検査を受け、コミュニケーションを図れる楽しい毎日が再び取り戻せるということもあると聞きます。

そこで質問いたします。

高齢者が尊厳ある生活を維持するため、また介護予防の充実のため、特定検診に聴覚検査を導入できないか、お尋ねします。

2番目は、高齢者が集まるいきいきサロンやデイサービスなどで簡易チェッカー（ペンギンボイスなどそういうのがあるんですが）、それを使っての聴覚検査を実施できないか、町長の見解をお聞きします。

次に、子宮がん検診についてお尋ねします。

子宮頸がんの原因と言われるHPV、ヒトパピローマウイルスはありふれたウイルスで、100種類以上あります。子宮頸がんの原因になるのは、そのうちの15種類ほどです。ほとんどの女性が感染しますが、90%は自然に消滅します。しかし、2008年のデータによると、日本では1年間に約1万5,000人の女性が子宮頸がんにかかり、3,500人がなくなって言われています。最近では、20代から30代の女性で子宮頸がんの患者が急増しております。子宮頸がんは12歳前後でのワクチン接種が予防効果が高いとされ、各自治体で実施されております。当町でも、中学3年を対象に実施されております。

ところで、今、実施している子宮頸がん検診の細胞診検査では、異常なしと診断されても、さらにHPV検査を行うとウイルスが見つかることもあるそうです。つまり細胞診だけでは見落としがあり、さらにHPVウイルス検査をすると、将来、子宮頸がんになる危険性があるウイルスが子宮頸部に見つかるというケースがあるそうです。両検査で見つからなければ、感染なしと診断され、100%陰性として、今後の検査は3年に1回で済むことになります。

反対に、陽性であった場合は、1年に1回は検査を受けるように勧めるなど、子宮頸がん予防の大きな成果につながります。ぜひとも、このように見落としのリスクも軽減でき、また検診間隔も決めることができる子宮頸がん検診に細胞診検査とHPV検査の併用検診を導入できないか、お尋ねいたします。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、後藤議員の御質問にお答えいたします。

まず、「認知症予防に聴覚検診の導入を」について、2点の御質問がございました。これについて、順にお答えいたします。

1番目の「特定健診に聴覚検査を導入できないか」についてでございますが、平成20年度後期高齢者医療制度の創設時にスタートした特定健診は、生活習慣病の発症を未然に防ぐために、メタボリックシンドロームの該当者や予備軍を見つけ出し、対象者の生活改善指導を行うことなどを目的として、各保険者が実施するもの

となっております。

検査項目についても、高齢者の医療の確保に関する法律で定められていますので、現時点では、特定健診に聴覚検査を導入する予定はございません。

しかし、現在実施しております特定健診において、医師が問診を行っており、耳が遠いなどの症状がある場合においては、医師の判断により耳鼻科への受診勧奨を行っております。

また、介護保険の要介護認定時にも、聴覚部分についてのチェックを実施しているところがございます。今後、特定健診の問診表の中に聴覚項目を追加し、より効果的な問診ができるよう検討したいと考えております。

2番目の「簡易チェッカーを使っての聴覚チェックの実施」についてでございますが、人は加齢とともに高音が聞こえにくくなる場合がございます。通常、老人性難聴と言われております。老人性難聴になられた方は、最近、聞き返しが多くなりました。テレビの音が大きいなど、周りの人がさきに気づくことも少なくありません。また、電子レンジのチンという音、ドアのチャイムの音や比較的周波数の高い音が聞こえにくくなりますので、これらの音が聞こえる、聞こえづらいということで自己の聴覚チェックになるわけでございます。これらは非常に簡単な自己チェックがありますが、重要なことでありまして、簡易チェッカーがなくても、日常の音で気軽にチェックできることを介護予防事業や健康教育、健康相談、老人クラブへの出張講座、出前講座等で周知すると同時に、必要に応じて耳鼻科への受診勧奨を行いたいと考えております。

ちなみに、町ではオアシス篠栗において毎月第2、第4火曜日（10時半から12時まで）に耳の聞こえが気になる方を対象にした相談会を実施しております。この相談会では、財団法人テクノエイド協会から認定を受けた補聴器技能士が耳鼻科に設置している聴覚検査機器、オーディオメーターと申しますが、これを持参して聴力検査を実施しておりますので、耳の聞こえが気になる方は、ぜひ御利用いただきたいと思っております。

次に、子宮頸がんについての御質問にお答えいたします。

御質問の中にあります子宮頸がん検診の細胞診とHPV（ヒトパピローマウイルス）の同時併用法の導入につきましては、厚生労働省の「有効性評価に基づく子宮頸がん検診ガイドライン」において、同時併用法の制度に関する証拠（精度が高いこと）、これは認められておりますが、子宮頸がん死亡率減少効果の有無を判断する証拠が不十分であること、偽陰性や偽陽性など不適切な結果だけでなく、陽性者

に不要な精密検査が行われ、検診費の増大を招くことや精神的不安等の不利益が生じることにより、現在のところ検診の実施が推奨されておられません。

しかしながら、近年「HPV検査併用法」に関する研究等も国内で行われております。今後はこれらの成果や国の動向を注視しながら、有効性や費用対効果を考慮し検討してまいりたいと考えております。

また、現在の検診法である細胞診を用いた子宮頸がん検診は、WHO（世界保健機関）も明言しているように、子宮頸がんの罹患率と死亡率を減少させたという実績があります。まずは、無償クーポン券事業等によるがん検診の普及啓発等、受診勧奨を十分に行い、がん検診の受診向上に努めてまいります。

○議長（今泉正敏君） 11番、後藤百合子議員。

○11番（後藤百合子君） 2問目の子宮頸がん検診についてですが、子宮頸がんの予防対策として、このHPVの併用検査はリスクもいろいろあるということをお聞きしました。いろいろな事例があると思いますので、その件も踏まえて、いろいろと調べられて、今、佐賀市では導入しております。それで、こういった事例もいろいろ出てきておりますので、ぜひ御検討いただきたいと要望して、この件はこれで終わります。

以上です。

○議長（今泉正敏君） それでは、全質問が終わりました。

これをもって本日の日程はすべて終了いたしましたので、散会といたします。

散会 午後0時01分



平成23年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月16日(採決)

平成23年 第4回 定例会 会議録

日時 平成23年12月16日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三浦 正	副 町 長	藤 和 義
教 育 長	郡 嶋 正 弘	総 務 課 長	城 戸 清 壽
財 政 課 長	中 山 博 之	会 計 課 長	村 瀬 治 邦
まちづくり課長	城 戸 安 行	税 務 課 長	芳 野 忠
住 民 課 長	藤 佳 光	国保健康課長	石 内 清 之
福祉環境課長	小 南 満 代	こども育成課長	松 尾 耕 志
栗の子保育園長	鮎 川 高 敏	産業観光課長	三 明 祐 治
建 設 課 長	藤 博 文	上下水道課長	安 河 内 正 邦
学校教育課長	松 田 秀 幹	社会教育課長	岡 節 子

出席した議会事務局職員

局 長	清 原 眞 也	主 事	高 濱 守 央
-----	---------	-----	---------

開会 午前10時00分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、12月12日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、字句等の訂正を行っております。御協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりでございます。

また本日、意見書案が1件提出されましたので、本日の議題といたします。

なお、各常任委員会の閉会中の調査結果は、お手元に配付のとおりでございますので、御一読をお願いします。

これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、議案第51号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員会委員長（松田國守君） 御報告いたします。

議案第51号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償などに関する条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、障害者自立支援法の一部が改正されることに伴い、所要の規定を整備するため本条例の一部改正を行うものであります。

改正の主な内容は、障害者自立支援法の規定を引用している条文の文言変更などを行うものであり、事業内容などの変更はありません。

なお、この条例は、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行するものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第52号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員会委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

議案第52号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、スポーツ振興法の全部を改正する法律が公布されたことに伴い、関係条例の整備を行う必要が生じたため、本条例を制定し、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものです。

内容は、同条例別表第2の区分中、「体育指導員」を「スポーツ推進委員」に改正するものであります。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表第2の規定は、平成23年8月24日から適用されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第53号、篠栗町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員会委員長（後藤百合子君） 報告いたします。

議案第53号

篠栗町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、平成24年度から、篠栗幼稚園において、修学前の幼児教育を充実させるために、新たに3歳児からの3年保育を開始することに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部改正について議会の議決を求められたものであります。

主な改正内容は、新たに3歳児保育の授業料を追加し、月額6,000円と定められたものです。

この授業料の算定には、県内19市町の公立幼稚園の授業料を調査した上で検討され、妥当な金額が設定されております。

また、今回、3歳児と4、5歳児の授業料が異なることから、各学年の授業料を明確にするため、新たな項を設け算定基準日が明記されております。

なお、この条例は、平成24年4月1日から施行され、当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第53号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第54号、篠栗町スポーツ振興審議会条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
後藤委員長。

○文教厚生委員会委員長（後藤百合子君） 報告させていただきます。

議案第54号

篠栗町スポーツ振興審議会条例の全部を改正する条例の制定について

本議案は、スポーツ振興法の全部を改正する法律が公布されたことに伴い、関係条例の整備を行う必要が生じたため、篠栗町スポーツ振興審議会条例の全部を改正し、篠栗町スポーツ推進審議会条例を制定するものです。

内容の一つは、審議会の任務として、新たに法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること、法第35条の規定により補助金の交付について意見を述べることが追加され、二つ目は、教育委員会が任命する審議会委員選任の際、従来は学識経験者と関係行政機関の職員の範囲であったものに、スポーツ団体の代表者と公募に応じた町民が追加されたものであります。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の篠栗町スポーツ推進審議会条例の規定は、平成23年8月24日から適用します。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第54号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第55号、篠栗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
後藤委員長。

○文教厚生委員会委員長（後藤百合子君） 報告いたします。

議案第55号

篠栗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

本議案は、障害者自立支援法及び児童福祉法の一部が、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律により改正されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部改正について議会の議決を求められたものであります。

改正の内容は、第1条は、障害者自立支援法の改正により生じた条ずれを修正する等、条文を整理するものであります。

第2条は、障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により生じた条ずれ、施設名称の改正等を行うものであります。

なお、この条例は、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第55号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第56号、篠栗町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
後藤委員長。

○文教厚生委員会委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

議案第56号

篠栗町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、福岡都市圏の他の市町に比べて著しく高い工場、店舗、その他事業所等に係る口径25ミリメートル以上の給水負担金を他市町並みに引き下げることにより、大口需要家の抑制緩和を行い、平成19年以降減少している給水収益の増収を図り、安定経営を目指すための条例改正であります。

また、平成6年度から実施してきた第3期拡張事業がほぼ完了したこと及び水需要が拡張工事を始めた時代と大幅に変わったことも条例改正の理由であります。

改正の内容は、別表3中、給水負担金の種別区分欄の「工事」を「工場」に改正するものであります。これは平成14年に誤って改正されたものを本来のものに戻す改正であります。

次に、別表3中、工場、店舗、その他事業所等に係る給水負担金のうち、口径25ミリを「476万1,904円」から「55万円」に、口径40ミリを「1,904万7,619円」から「140万円」に、口径50ミリを「3,809万5,238円」から「220万円」にそれぞれ減額の改正を行い、平成24年4月1日から施行するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上です。



○議長（今泉正敏君） 課長、説明を求めます。

先ほど委員長報告の中で、平成14年に誤って改正されたものを本来のものに戻す改正というような報告をされたんですが、ちょっとその部分を上下水道課長に説明させておきます。

課長。

○上下水道課長（安河内正邦君） 14年の改正のときに、本来、この給水負担金条例ができましたとき、これは「工事」ではなく「工場」で平成5年に制定されております。この部分がそのときのいわゆる議案を作成するときに、誤って「工事」と記載されておりました。ですから、錯誤として修正することも可能とは思ったんですが、今回、条例を改正するというので、表現が適当だったかどうかわかりません。錯誤の訂正ということでもいいと思うんですが、改めて議決していただいて、本来の形に戻すということで、この内容については、いわゆる条例の制定趣旨とは全く変わってないということで御理解いただければと思います。

○議長（今泉正敏君） 意味わかりましたでしょうか。

そのようなとり方をお願いいたします。

ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、横山議員。

○4番（横山久義君） 3点ほど基本的なことをお尋ねしたいんですが、まず1点目は、この給水負担金の減額は賛成なんですけども、今の委員長の説明では、いわゆる近隣市町村にあわせたということですが、当然そうだと思うんですけども、この額を最終的に決定するに当たって、例えば、糟屋地区の篠栗以外の平均をとりましたただとか、いろいろとあると思うんですよ。だから、それがわかれば一つということ。

○議長（今泉正敏君） 横山議員、今、議長が問うているのは、委員長報告に対する質疑ですので、議案に対する質疑はここでは取り扱いません。

○4番（横山久義君） それなら、そのように変更しますので、いいですか。だから、今のはもう問いません。

今回、給水負担金を大幅に減額になります。例えば、工場、店舗、説明では25ミリが476万1,904円から、それからかなり減額になるんですが、このとき40ミリに関しましたら140万円に変わりますかね。こうなった場合に、例えば、25ミリの方が40ミリに変更されたときに、ふつうだったら減額じゃなくて増額

になって、その差額分を払うことになるんだろうと思うんですけども、今回の場合、逆転現象ができると思うんです。その場合、この条例には何もそういうことがうたわれてないんじゃないかなと思うんですが、そこの点の審議はどのようになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

これだったらいいですかね。

○議長（今泉正敏君） 後藤委員長、どうぞ。

○文教厚生委員会委員長（後藤百合子君） お答えします。

本委員会においては、委員の方からそのような質問はございませんでした。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ほかにございませんか。

質疑はありませんか。

それでは、質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第56号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第57号、平成23年度篠栗町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

本案は、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

阿高委員長。

○予算審査特別委員会委員長（阿高幸君） 報告いたします。

議案第57号

平成23年度篠栗町一般会計補正予算（第7号）について

本議案は、既定の額に歳入歳出それぞれ4,304万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億6,632万6,000円とするものであります。

歳出につきましては、総務費において、災害派遣特別旅費79万3,000円を

増額し、民生費においては、保育システム変更委託料 89 万 3,000 円を増額し、衛生費においては、子宮頸がん等予防接種事業委託料 1,700 万 9,000 円を増額し、商工費においては、観光案内パンフレット印刷製本費 86 万 1,000 円を増額し、土木費においては、一の瀧線道路改良工事調査委託料 20 万円、道路用地購入費 1,025 万円並びに建物等移転補償費 3,242 万円を増額し、教育費において、図書館の図書司書臨時賃金 69 万 3,000 円を増額し、公債費においては、起債の元金及び利子の償還金 2,123 万 9,000 円を減額するもの、また諸支出金においては、国民健康保険特別会計の繰り出し 82 万円を増額するもの、以上の補正に加え、人事異動等に伴う人件費 34 万 7,000 円の増額補正を行うものがあります。

歳入につきましては、県支出金において、地域子育て活動支援補助金 89 万 3,000 円並びに子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特別交付金 816 万 4,000 円を追加補正し、財産収入においては、町有地売却により土地売却収入 2,469 万 1,000 円を増額し、諸収入においては、福岡県市町村振興協会交付金 1 億円並びに福岡県町村会振興助成金 1,000 万円を増額するもの、そのほかに歳出との整合性を図るため、普通交付税を 1 億 70 万 1,000 円の減額補正を計上しております。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重審査が行われておりますので、省略いたします。

当特別委員会において慎重審議の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決しております。

以上、報告を終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第57号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第58号、平成23年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

阿高委員長。

○予算審査特別委員会委員長（阿高・幸君） 報告します。

議案第58号

平成23年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

本議案は、平成23年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に歳入歳出それぞれ8,816万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億3,069万6,000円とするものです。

増額の内訳については、歳入、国民健康保険税4,508万円、国庫支出金2,177万9,000円、医療給付費等負担金2,048万8,000円。歳出、総務費236万2,000円、保険給付費8,580万5,000円などです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成により原案どおり可決しております。

以上、報告を終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第58号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第59号、工事請負変更契約の締結について〔オアシス篠栗パイオマスボイラー設置工事〕を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
後藤委員長。

○文教厚生委員会委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

議案第59号

工事請負変更契約の締結について

本議案は、平成23年度オアシス篠栗バイオマスボイラー設置工事について変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求められたものであります。

本議案は、オアシス篠栗バイオマスボイラー設置工事について、サイロ部分等の工事を追加するため、1,585万5,000円を増額し、総額9,964万5,000円で株式会社三基福岡支店支店長 戸川純一と変更契約を締結しようとするものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

終わります。

○議長（今泉正敏君）

ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 賛成多数と認めます。

よって、議案第59号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、請願1号、子宮頸がんなど3種ワクチン助成の継続と国の制度確立を求める意見書の提出に関する請願を議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
後藤委員長。

○文教厚生委員会委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

請願 1 号

子宮頸がんなど 3 種ワクチン助成の継続と国の制度確立を  
求める意見書の提出に関する請願

本請願は、篠栗町大字津波黒 6 7 - 1、高橋敏彦氏より提出されたものです。

なお、審査当日は、説明者として高橋氏が出席されております。

主な請願内容は、以下のとおりです。

子宮頸がんなど 3 種ワクチン接種緊急促進事業は、平成 22 年度補正予算成立から平成 23 年度末までの時限措置として実施されてきましたが、当該対象者に十分に行き渡ったとは言えない状況です。本来、子宮頸がんなど 3 種ワクチン接種事業は短期の臨時事業で終わられるものではなく、継続して公費負担で実施されることこそ国民の健康維持増進に大きく力を発揮するものです。国において、地方自治体に負担をかけることなく、国の財政支援を明確にした上で、早期に制度を拡充されるよう求めます。

特に、1. 子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児肺炎球菌ワクチンについては、定期接種化までの間、緊急促進事業を継続すること、2. 高齢者への肺炎球菌ワクチン接種を含む VPD に対する公費定期接種の継続及び拡大を図ること、3. 安心して平等に受けられる予防接種体制を確立すること。

以上のことについて、地方自治法第 99 条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書の提出を求められたものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて採択することに決しております。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本件に対する委員長の報告は、採択です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、請願 1 号は、委員長報告のとおり採択することに決定されました。

日程第 1 1、請願 2 号、篠栗町携帯電話中継基地局の設置に関する条例に対する請願書を議題といたします。

本案に対する総務建設委員長からの報告は、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査とする申し出書が提出されております。お諮りします。

本案を委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

よって、請願 2 号は、委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第 1 2、陳情 1 号、子ども・子育て新システムに関する意見書提出を求める陳情書を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。後藤委員長。

○文教厚生委員会委員長(後藤百合子君)

陳情 1 号

子ども・子育て新システムに関する意見書提出を求める陳情書

本陳情は、福岡市中央区大名 1-10-25-506、福岡県保育団体連絡会代表者 成富正敏氏より提出されたものであります。

なお、審査当日は説明者として、同団体事務局長 吉富利子氏が出席されております。

主な陳情内容は以下のとおりです。

現行保育制度は、国と自治体の公的責任、最低基準の遵守、公費による財源補償と応能負担を制度の柱にしております。しかし、現在、政府において検討されている子ども・子育て新システムは、すべての子どもの切れ目のないサービスを補償するとしながら、保育サービス市場化や直接契約、直接補助方式を導入するなど、今、課題が多いとされる介護保険制度をモデルにしたものです。

また、法的責任の縮小、最低基準の緩和、応能負担原則の導入により、保護者負担増など保護者の不安もあります。財政状況の厳しい中、保育の地域格差も広がり

ます。よって、今、必要なことは、制度改革を拙速に進めるのではなく、国と地方自治体の責任のもとに現行の保育制度の充実を図ることと、子どもの健全な育成を図ることを要望いたします。

以上のことについて、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書の提出を求められたものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて採択することに決しております。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、採択です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、陳情1号は、委員長報告のとおり採択することに決定されました。

日程第13、陳情2号、安全・安心な国民生活実現のため、地方建設業界の存続・発展と国土交通省の事務所・出張所等の出先機関の存続を求める意見書提出に関する陳情を議題といたします。

本案に対する総務建設委員長からの報告は、会議規則第75条の規定によって、お手元の配付のとおり閉会中の継続審査とする申し出書が提出されております。

お諮りします。

本案を委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、陳情2号は、委員長申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第14、意見書案1号、健全な国民健康保険制度の構築を求める意見書を議



題といたします。

本案は、議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

意見書案第1号について、本案に賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(今泉正敏君) 全員賛成と認めます。

よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第15、常任委員会所管事務の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務建設・文教厚生両委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

よって、総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句・数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句・数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程はすべて終了いたしました。

ここで町長、何か発言することがありましたら、許可いたします。

三浦町長。

○町長(三浦 正君) 平成23年第4回定例会の閉会に当たり、ごあいさつを申し上げます。

長期間にわたる討議、どうもありがとうございました。「篠栗町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について」をはじめ、平成23年度篠栗町一般会計補正予算(第7号)など、上程いたしました9議案すべてにつきまして可決いただきま

したことに感謝申し上げます。

本日、「健全な国民健康保険制度の構築を求める意見書」が篠栗町町議会議員の総意として採択されました。県内町村議会の全体の流れと聞き及んでおります。行政といたしましても大変ありがたいことでございます。

去る11月30日に開催されました全国町村長大会におきましても、国保財政基盤強化策を拡充し恒久的なものとするとともに、国庫負担の拡充等により、さらなる財政基盤の強化を図り、将来にわたって持続可能な制度とすることを趣旨として、国民皆保険制度を堅持するため、都道府県を軸とした保険者の再編・統合を推進し、医療保険制度の一本化を図ることを決議したところでございます。私たち町村長も同一步調でしっかりと国に訴えてまいりたいと考えております。

さて、本定例会会期中の12月13日に、唐突に「ごみ処理委託料値上げ一大牟田RDF事業、3度目」という新聞報道がございました。RDFの処理委託料1トン当たり9,500円を2012年から1万2,200円にするというもので、小川県知事が県議会本会議で、「努力を重ねてきたが、やむを得ず値上げをお願いすることになった」と述べたとされております。

私が、須恵町外二ヶ町清掃施設組合の組合長を拝命しておりますので、少し踏み込んだ状況説明をいたしますが、県は、11月21日に、当組合の正副組合長が集まった席上で、処理単価を引き上げたい旨の説明を行いました。各搬入組合に対しても同様の説明をして回ったようでございます。それを受けて各組合では、賛否の意見を取りまとめている状況でございます。

当組合は、うきは久留米環境施設組合と歩調をあわせ、12月19日にうきは市長の怡土市長と私とで、福岡県知事あての要望書を福岡県環境部長に手渡すこととしております。

その内容は、これ以上の負担増とならないよう、県において対処してほしいとして、1. 資本金及び資本剰余金の増額について、2. RDF新規搬入の開拓について、3. 売電価格の国への要望について、4. 純資産の事業清算への全額充当についての4項目を要望する予定でございます。

今後は、12月27日開催の大牟田リサイクル発電所運営協議会での協議となりますが、搬入組合の足並みは決してそろっているわけではなく、同発電所への持ち込みが極端に減っている組合などは、消極的にも賛成せざるを得ないと考えておまして、協議は難航しそうな気配でございます。当組合としましては反対の立場を明確にし、福岡県と大牟田リサイクル発電所の経営責任を追及しながら、新たな増

資等による対応を迫りたいと考えております。

最後に、いよいよ私にとりまして任期最後の1年となりました。本定例会におきましても、私の7年間の行政運営に対する貴重な御意見を多々いただきました。これらの御意見を十分に施策に反映しながら、残りの任期を精いっぱい務めてまいりたいと考えております。

先の見えない民主党政権下で多少色あせてはきましたが、「緑の分権改革」は、町村にとって真の意味の地域主権改革・地域再生のよりどころと考えております。あるものを生かす地域力の創造こそ、地域の自立と幸福感の向上につながるものと確信しております。

議員各位におかれましては、今後とも引き続き御指導、御鞭撻いただきますとともに、行政とともに篠栗町を前進させる車の両輪としての機能をしっかり発揮いただきますようお願いいたします。

寒さも厳しくなってきました。皆様には体調に十分御留意されて、来年も御奮闘されることをお願いいたしますとともに、皆様にとってよい年となりますよう祈念申し上げます、平成23年第4回定例会の閉会のあいさつといたします。

ことし1年、どうもありがとうございました。

○議長（今泉正敏君） それでは、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成23年第4回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時48分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法  
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

今泉 正敏

---

篠栗町議会議員

飯田 浩二

---

篠栗町議会議員

今長谷 武和

---